

令和六年十二月十二日

令和六年第五回岐阜県議会議会定例会会議録

第 三 号

議事日程（第三号）

令和六年十二月十二日（木）午前十時開議

- 第一 議第二百二十九号から議第百六十二号まで
- 第二 請願第二十八号から請願第三十一号まで
- 第三 一般質問

本日の会議に付した事件

- 一 日程第一 議第二百二十九号から議第百六十二号まで
- 一 日程第二 請願第二十八号から請願第三十一号まで
- 一 日程第三 一般質問

第三号 十二月十二日

出 席 議 員

四十六人

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|
| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 |
| 木 | 判 | 平 | 今 | 牧 | 黒 | 森 | 森 | 山 | 森 | 小 | 中 | 伊 | 澄 | 平 |
| 村 | 治 | 野 | 井 | 田 | 田 | 田 | 内 | 内 | 益 | 川 | 川 | 藤 | 川 | 野 |
| 千 | 康 | 恭 | 瑠 | 秀 | 芳 | 治 | 房 | 益 | 祐 | 裕 | 英 | 寿 | 祐 | 祐 |
| 秋 | 信 | 子 | 々 | 憲 | 弘 | 久 | 壽 | 基 | 輝 | 子 | 生 | 之 | 也 | 也 |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 |

第三号 十二月十二日

三十三番	三十二番	三十一番	三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番
小原君	松岡君	加藤君	田中君	高殿君	長屋君	国枝君	水野君	野村君	酒向君	布俣君	広瀬君	若井君	恩田君	安井君	藤本君	今井君	所龍也君
	正人君	大博士君	勝尚君	光征君	慎太郎君	吉近君	美穂君		正也君		敦修君	佳子君	佳幸君		恵司君	政嘉君	龍也君

職務のため出席した事務局職員の職氏名



四十八番	四十七番	四十六番	四十五番	四十四番	四十三番	四十一番	四十番	三十九番	三十八番	三十七番	三十六番	三十五番	三十四番
猫	岩	玉	尾	村	森	佐	平	伊	川	伊	渡	野	水
田	井	田	藤	下		藤	岩	藤	上	藤	辺	島	野
	豊	和	義	貴	正	武	正	秀	哲	正	嘉	征	正
孝	太	浩	昭	夫	弘	彦	光	光	也	博	山	夫	敏
君	郎	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

説明のため出席した者の職氏名



副 知

知

事 事

大 古

森 田

康

宏 肇

君 君

同	同	同	同	同	同	議事調査課管理調整監	議事調査課長	総務課長	事務局長
主	主	主	係	係	課長補佐				
任	査	査	長	長					
古	古	脇	遠	佐	水	大	若	桂	山
田	藤	若	藤	藤	野	平	野	川	田
健	綾	知	俊	由	智	洋		義	
児	乃	香	輔	子	裕	右	明	彦	恭

副 知 事	河 合 孝 憲 君
會 計 管 理 者	丸 山 淳 君
總 務 部 長	三 木 文 平 君
清 流 の 国 推 進 部 長	市 橋 貴 仁 君
危 機 管 理 部 長	平 野 孝 之 君
健 康 福 祉 部 長	丹 藤 昌 治 君
健 康 福 祉 部 子 ども ・ 女 性 局 長	堀 智 考 君
商 工 勞 働 部 長	兼 松 伸 和 君
農 政 部 長	足 立 葉 子 君
林 政 部 長	久 松 一 男 君
都 市 建 築 部 長	藤 井 忠 直 君
都 市 建 築 部 都 市 公 園 ・ 交 通 局 長	舟 久 保 敏 直 君
教 育 部 長	堀 貴 雄 君
警 察 本 部 長	三 田 豪 士 君



十二月十二日午前十時開議

○議長（水野正敏君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

+++++

○議長（水野正敏君） 日程第一及び日程第二を一括して議題といたします。

+++++

○議長（水野正敏君） 日程第三 一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。二十六番 水野吉近君。

〔二十六番 水野吉近君登壇〕（拍手）

○二十六番（水野吉近君） 皆様、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、岐阜県議会公明党を代表し、大きく五点にわたり質問をさせていただきます。

古田知事におかれましては、今議会が任期中、最後の答弁の場となりました。五期二十年にわたり、岐阜県の発展のため、県民が安全・安心に暮らせるようにするため、リーダーシップを発揮し、休むことなくいつも全力投球で働き続けてくださいました。改めて、心から感謝申し上げます。

それでは、私からは二点、知事にお伺いをさせていただきます。

初めに、「清流の国ぎふ」づくりにかけた知事の思いと今後への期待についてお伺いします。

二〇〇五年に初当選された古田知事は、県政の総点検に始まり、その後の財政再建、全国豊かな海づくり大会、ぎふ清流国体などを経て、岐阜のキーワードを「清流」と定められました。二期目途中から、「清流の国ぎふ」を積極的に打ち出し、施策を具現化。そして、二〇一四年には「清流の国ぎふ」の基本理念を示す清流の国ぎふ憲章を制定し、国内外に清流を前面に押し出されました。

清流の国ぎふ憲章では、私たち岐阜県民は、清流の恵みに感謝し、清流に育まれた自然、歴史、伝統、文化、技をふるさとの宝ものとして生かし、伝えていく。そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で岐阜県の底力になり、百年、二百年先の未来を築いていくため、ここに清流の国ぎふ憲章を定めましようたわれ、「知」清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます、「創」ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます、「伝」清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます、の三つの漢字に思いを込めています。

そして、十一月二十四日に行われた「清流の国ぎふ」文化祭二〇二四閉会式の中で、「ふるさとへの愛着と誇りを胸に、一人ひとりが輝く未来を共に築きます」と「共」の文字が加えられることになり、清流の国ぎふ憲章はより深化し、受け継がれることとなりました。

「清流の国ぎふ」とは何か、それが施策の方向性としてどうつながるのか。このフレーズが県政に文字として出てきた当初は、こうした疑問が本会議、一般質問などでも取り上げられ、私もその中の一人でした。それがこの憲章の制定により、理解が進んだことを覚えています。

知事は、過去に清流の国ぎふ憲章に関する我が会派への答弁の中で、憲章の中で好きなくだりは「心の清

「清流」であるとして、清流は人と人をつなぎ、心にも恵みを与える。そして、世代を追って県民の心の奥底にも清流が脈々と流れている。「心の清流」にはこうした思いが込められており、非常に奥深いすばらしい表現だと発言をされています。

「清流の国ぎふ」は、古田県政を象徴するキャッチフレーズとして、イベント等を通じて県内外への発信を強化した結果、年を追うごとに県民の中に浸透していき、美濃・飛驒全ての県民が共有できるフレーズとなりました。また、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されるなど、清流をキーワードに岐阜がどういう県であるかを海外にも分かりやすく伝えることができたと感じました。そして、最後を飾る「清流の国ぎふ」文化祭二〇二四は、清流文化の創造とともに、古田県政における「清流の国ぎふ」の集大成として見事に完結することができたのではないかと思います。

その成果として、清流長良川の鮎、世界農業遺産の認定をはじめ、食や踊り、温泉、祭り、伝統産業などを「宝もの」とし、清流をキーワードに光を当てることで国内外に発信し、観光産業等の振興が進むなど、具体的な成果も生み出していただきました。

また、二〇〇八年度に人口減少・少子高齢化に着目した岐阜県長期構想を策定し、全国に先駆けて人口減少時代への挑戦への取組を開始いたしました。二〇一八年度には、人づくり、地域づくり、魅力と活力づくりを政策の柱に据えた「清流の国ぎふ」創生総合戦略を策定。清流の国づくりのための施策の具体化に取り組み、幾つもの成果が生み出されたことは大いに評価しています。

第四十七回県政世論調査によれば、努力が不足していると思う分野に、若者の県内定着、少子化対策、高齢者福祉、公共交通の充実が上がるものの、県事業への関心度は令和六年度では増加に転じ、岐阜県に住み続け

たいとした人も七四%と高水準を維持しています。知事は任期満了をもって退任され、岐阜県政はここで節目を迎えることになりましたが、私は岐阜県の誇りとして県民の間に定着した「清流の国ぎふ」のフレーズは、今後も継承していくべきであると考えています。

そこで、五期二十年の中で知事が築き上げた「清流の国ぎふ」づくりへの思いと今後の県政への期待についてお伺いをします。

次に、災害に強い岐阜県づくりに向けた知事の思いと今後の課題についてお伺いします。

知事は、さきの第四回定例会において、古田県政五期二十年の成果と県政への思いを問われ、政策の推進について大きく二つに整理できるとし、その二つ目に県民の安全・安心な暮らしの確保、危機管理を上げられました。

この二十年間に、豪雨、台風、火山噴火などの自然災害に加え、鳥インフルエンザ、豚熱、新型コロナウイルス感染症など、前例のない危機事案に見舞われたことを振り返っておられます。

中でも、自然災害はここ数年の間に激甚化・頻発化しています。近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動とその影響が全国各地で現れており、本県において発生した平成三十年七月豪雨、令和二年七月豪雨及び令和三年八月の大雨などでは、大きな被害が発生をいたしました。

また、大規模地震の切迫性は高まりを見せ、例えば南海トラフ地震の三十年以内の発生確率について、十一年前の平成二十五年公表時は六〇%から七〇%であったのに対し、令和五年公表時では七〇%から八〇%との評価がなされており、時間の経過とともに地震の切迫性は高まっています。

幸いにも、本県ではここ数年、地震による大きな被害は発生していないものの、東日本大震災や熊本地震、

そして本年の能登半島地震などは、本県にとっても無視できない多くの教訓を与えました。

知事は、県内で発生した豪雨災害などはもちろんのこと、全国で起こった地震などの大災害に対しては、今日は我が身と被災状況報告や派遣した職員、有識者からの意見を通じて、その都度必ず検証を行い、その結果を本県の防災計画や強靱化計画に反映してきました。

本年発生した能登半島地震でも、震災対策の見直し、四つのテーマとして掲げた孤立・ライフライン途絶の長期化への対策強化などを第三期県強靱化計画に反映し、見直しを進めているところです。

岐阜県議会公明党からも、避難所における生活・衛生環境の改善や災害関連死を防ぐ取組、生活再建の支援を行う災害ケースマネジメントの取組などを提言しましたが、計画に盛り込んでいただき、感謝を申し上げます。

また、清流の国ぎふ創生総合戦略では、自然災害から県民を守る施策について、健やかで安らかな地域づくりについて、災害と危機事案に強い岐阜県づくりとして三つの柱を掲げています。

その内容は、一、自然災害等から県民の命を守る予防対策の充実や速やかな応急復旧を図る体制づくりなど防災・危機管理体制のさらなる強化を推進、二、過去の教訓から学び、平時から備える防災意識の向上を図るとともに、適時・的確な避難情報の発令や防災情報の提供により、迅速に避難誘導を行う体制の強化、三、消防団員、防災士、地域防災リーダーなどの防災人材を育成・確保の三つであり、具体的な施策として、防災・危機管理体制の強化、被災者支援の強化、耐震化・施設整備、適時的確な避難誘導、防災人材の確保の五つを掲げて推進しておられるところです。いずれも重要であり、目標値の達成に向け、引き続き取り組んでいただきたいと思えます。

また、新たな課題として、能登半島における地震と豪雨の複合災害にも対応する必要がありますが出てきました。大規模地震後の被災地は脆弱化し、資機材や人員なども不足しており、中小規模の災害でも甚大な被害に発展しやすくなります。仮設住宅で浸水が発生したことをめぐっては、住み慣れない地域での生活を強いられている住民の避難対策も課題です。能登半島での地震と豪雨の複合災害は、河川防災のほか、道路整備や上下水道の耐震化、避難体制の構築などの必要性を一層浮き彫りにしました。

また、能登半島地震を踏まえ、国の防災基本計画が見直されました。最大の柱は、災害応急対策に福祉的な支援の必要性を明記。具体的には、市町村に対し、避難所の開設当初から間仕切りと段ボールベッドを設置することや、栄養バランスの取れた適温の食事、入浴・洗濯など生活に必要な水の確保に努めるよう要請。備蓄品の調達では、女性、子供らへの配慮を求めています。また、仮設トイレの早期設営に加え、有効だったトイレトレーラーなどの配置に努力することも明記しています。

都道府県と市町村の取組としては、在宅避難者の支援拠点や車中泊避難者向けのスペースの設置、保健師や福祉関係者、NPO法人などと連携して、平時から住民の健康状態を把握することを新たに加えました。このほか、自治体の応援職員などが宿泊する場所の確保が困難だったことから、ホテルや旅館だけでなく、仮設の宿泊拠点を設置できる空き地のリスト化が追加されたことも重要です。

このように、自然災害をめぐる課題への対応はとどまることがありません。知事がこれまで進めてこられた防災・減災への取組を引き継ぎ、県民の安全・安心な暮らしが確保されることを切に願うものです。

そこで、災害に強い岐阜県づくりにかけた知事の思いと今後の課題についてお伺いをします。

岐阜県議会公明党は、県民から寄せられる小さな声、生活者の声を県政に届けるため、古田知事に毎年百数

十点に及ぶ要望を実施してきたところ、そのほとんどを県政に盛り込んでいただきました。また、知事は就任当初から毎年、公明党岐阜県本部女性局からの要望を丁寧聞いてくださり、高齢者、子育て、健康、福祉分野等における女性の視点を県の施策に取り入れてくださいました。こうした、知事の謙虚で真摯なお姿に心から敬意を表し、感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

ここで第一回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（水野正敏君） 知事 古田 肇君。

〔知事 古田 肇君登壇〕

○知事（古田 肇君） おはようございます。

過分なお話をいただきまして、大変恐縮しております。二十年間、大変お世話になりました。ありがとうございます。

二点、お尋ねがございました。

まず、「清流の国ぎふ」についてであります。知事に就任して以降、いろんな場面で岐阜県はどんなところかと、その魅力は何かと、あるいはアイデンティティーは何かというようなことを随分お尋ねをいただきました。

本県には、海拔ゼロメートルから三千メートルを超える山々といった山紫水明の自然や白川郷、美濃和紙といった世界に誇る遺産、さらには関ヶ原古戦場、鶉飼い、地歌舞伎、あるいはたくみの技を生かした伝統の工芸など、大変多様性にあふれ、魅力豊かな県でございます。その豊かさゆえに、岐阜県の魅力、アイデンティティーを一言で表すというのは大変に難しいことでありまして、何かインパクトのある表現といえますか、思

いの伝わる表現がないものかということ、ずっと長い間いろいろと思いを巡らせておったところでございます。

そうした中で、平成二十二年六月に、海なし県で初めて開催されました全国豊かな海づくり大会、ここでは「森は海の恋人、川は仲間」という言葉のとおり、まさに海は豊かな森と川が育んでいるということ年全国にアピールしたわけであります。

また、平成二十二年の上海国際博覧会では、十月の岐阜県の日のイベントとして、自然風景、伝統工芸、伝統文化などの本県の特徴ある地域資源の源である水をテーマに、「清流の国ぎふから」と題して、大いにアピールをし、予想をはるかに超えた大きな反響をいただきました。

このようなことから、清流こそが県民の心の奥底にも流れるアイデンティティーであり、誇りであり、魅力の源であるという考えに至ったわけであります。

その後、平成二十四年に清流とまさに銘打って県民総参加で開催されました「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」では、開会式において出演者全員でスタジアムのグラウンドに川の流れを表現するなど、両大会を通じて、清流を強く印象づけることができたというふうに思っております。

そして、今や清流は、清流認定こども園、岐阜清流中学校、岐阜清流病院、岐阜清流マラソンなど県内の各種施設、各イベントの名称にも用いられるほど、県民の皆様幅広く浸透しております。また、「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」のマスケットキャラクターとして活躍したミナモは、清流の国づくりを応援・PRするマスコットキャラクターとなり、ミナモダンスやミナモ体操は、その曲が流れれば子供たちが自然に歌い踊り出すほど普及しております。

このように、「清流の国ぎふ」は今や国内外に本県の情報を発信する上でのブランドイメージであり、また県内各地域がそれぞれに我がまちへの思いを込めて、まちづくり、未来づくりなどを行う際の地域づくりのキーワードにもなっております。

さらに今回、清流の国ぎふ総文二〇二四と「清流の国ぎふ」文化祭二〇二四を中心とする本県の文化イヤードでは、地域に対する愛着と誇りの醸成、そして共生・共創社会を目指したわけであります。

結果、全四十二市町村の参加、三百三十の事業、二百七十万人の大交流が実現し、大いに盛り上がりましたが、その中で新たに多くの気づきがあったのではないかとというふうに思っております。

知られざる岐阜の魅力は、まだまだたくさんあります。もつともつと磨かれるべき地域資源もあります。しばしば指摘される作り上手の売り下手を克服して、さらにアピールする努力が必要です。そして、オール岐阜で共に取り組む体制は、コロナ禍で得られた貴重な無形の財産であります。

まさに「知」「創」「伝」「共」、清流がもたらした誇りや魅力をさらに「知って」、もつと「磨いて、創造し」、しっかりと「守り、伝え」、輝く未来を築くため、県民の皆様と「共に」歩んでいく、そういった県政であり続けたいというふうに思っております。

次に、危機管理の問題、災害に強い岐阜県づくりの問題であります。就任以来、危機管理、とりわけ災害から県民の生命・財産を守り抜くことこそ、最も重要な役割の一つであると心得て、県政を進めてまいりました。

本県は、歴史的にも数多くの風水害に見舞われております。県内全域に甚大な被害をもたらした昭和三十四年の伊勢湾台風をはじめ、長良川堤防が決壊した昭和五十一年九月の安八豪雨、平成の代ではJ R高山本線に

甚大な被害が発生した平成十六年の台風二十三号などが思い出されます。また、本県の話ではございませんが、私自身、阪神・淡路大震災直後に総理秘書官として、総理のお供でヘリで現地に入り、目を覆うような甚大な被害を目の当たりにいたしました。

加えて、近年、地球規模での気候変動もあって、想定外の常態化とも言うべき豪雨災害の頻発化、激甚化、局地化が顕著であります。本県でも、平成二十二年、平成三十年、令和二年の豪雨などへの対応に追われました。このほか、平成二十六年の御嶽山の噴火や豪雪への対応など、県政の歴史は治山治水をはじめ、防災の歴史でもあります。

このような中、災害への対応に当たっては、国の動きを待つことなく、スピード感を持って真正面から立ち向かうことを心がけてまいりました。また、県内だけではなく、他県で発生した大規模災害に対しても速やかにできる限りの支援を行うと同時に、いち早くその検証を行い、これを本県の防災に生かすよう努めてきたところでございます。

以下、災害に強い岐阜県づくりをするために取り組んだ点を大きく三点に分けて御説明いたします。

一つは、県の防災体制の強化であります。

就任翌年には、危機管理部門を知事直轄といたしました。また、災害対策本部内に部局横断の緊急対策チームを設置したほか、岐阜県災害対策マニュアルを整備し、以降、防災訓練や災害対応の実践・検証を通じて、絶えず見直しを図ってきております。加えて、平成三十年には、災害時の通信機能を確保するため、地上系、移動系、衛星系の三層一体の防災情報通信システムを整備いたしました。さらに、令和五年一月に供用開始した新県庁舎では、五階全てを危機管理フロアとし、全国トップクラスの活動スペースを確保したほか、庁舎前

にはヘリポートなどを備えたぎふ結のもりを整備いたしました。

発災時においては、初動が鍵になります。県庁舎の整備された危機管理フロアでは、いざという際に職員が一堂に会し、直ちに活動を開始することができるわけであります。

二つ目は、市町村への支援を通じた地域防災力の強化であります。

市町村は、避難情報の発令、避難所開設、被災者支援など、災害対応の最前線であります。そのため、市町村長を対象とした災害対応研修、避難所の指定や環境整備、市町村と連携した実践的な防災訓練など、県内市町村の防災力のレベルアップを推し進めてまいりました。

三つ目は、防災人材の育成であります。

平成二十五年度からは、災害から命を守る岐阜県民運動を展開し、県民の防災意識の向上に取り組みとともに、平成二十七年には岐阜大学と共同で清流の国ぎふ防災・減災センターを設置し、地域防災の担い手である防災リーダーの育成に努めてまいりました。

また、消防団の資質の向上や団員確保のため、団員の安全管理マニュアルの策定、消防団活動に協力する事業所への全国随一の減税制度などを進めてまいりました。

危機管理は課題であり続けます。危機管理にこれで一〇〇%、これで終わりはありません。本年一月の能登半島地震においては、オール岐阜体制で支援を行う中、我々は多くのことを学びました。本県としては現在、孤立やライフライン途絶の長期化への対策、建物耐震化の促進、避難所における生活・衛生環境の改善、災害対応における県・市町村間の連携強化を中心に検証を行っております。

そうした学びを生かしつつ、今後起こり得る南海トラフ地震、激甚化・頻発化の一途をたどる気象災害など、

迫り来る難局に備えて、本県の防災力を不断に強化していくことが不可欠であると考えております。

○議長（水野正敏君） 二十六番 水野吉近君。

〔二十六番 水野吉近君登壇〕

○二十六番（水野吉近君） 御答弁ありがとうございます。

私が初めて知事に質問したのも、東日本大震災を受けた地域防災計画の見直しであったことを思い出しながら答弁を伺っておりました。

次に、避難所生活におけるリハビリテーション支援の取組についてお伺いをいたします。

能登半島地震の災害関連死は、二〇二四年十一月二十七日時点で、石川、富山、新潟で計二百四十七人となつております。災害関連死とは、災害時の建物の倒壊や火災などの直接的な被害ではなく、避難途中や避難生活等においての精神的・身体的負担によって引き起こされる死のことで、具体的には避難所生活の疲労・ストレスによる臓器の機能不全、食料不足による栄養障がい、持病や負傷箇所の悪化、医療機関の機能停止による初期治療の遅れなどが上げられます。

先ほど御紹介した見直された国の防災基本計画では、能登半島地震の検証結果に基づき、保健医療福祉に関する支援者として、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAIT）などが追加されました。

日本災害リハビリテーション支援協会は、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会など、リハビリ関連の十三団体が平時から相互に連携し、発災時にはリハビリテーション支援チームを発足させ、災害関連死等の予防に関する適切な対応を可能とするための活動を目的とする団体です。こうした取組を災害リハビリテーションと言います。

大災害時には、住居などの生活基盤も失われ、補聴器、車椅子、つえなど生活に必要なものも失われ、健常者も要配慮者も着の身着のまま避難生活を送ることになります。避難所などで悲嘆に暮れてすることもなくじっとしていると、生活が不活発になり、心も体も機能が低下します。災害前は元気だった人が寝たきりになることもあり、災害関連死に至ることもあります。

災害リハビリテーションは、これらを防ぐために、リハビリテーション医療・医学の視点から関連専門職が組織的に支援し、被災者・要配慮者などの早期自立生活の再建・復興を目指す活動です。そのために、安全でより快適な環境を整えていきます。

具体的には、避難所などの慣れない環境で安全に動けるような動作指導、安全に動くために必要な手すりなど福祉用具の検討などを行います。

例えば、つえや装具を使って歩いていた人がそれらをなくしてしまったら、その人に合った長さのつえ・装具を準備したり、定期的に運動できるような仕組みづくりを支援します。こうした活動を応急修復期、復旧期、復興期など、災害のフェーズに合わせて支援する活動となります。

防災基本計画は、国や自治体による災害対応の基礎となる計画です。災害時に行政対応の主体となる都道府県や市町村の地域防災計画に日本災害リハビリテーション支援協会が加われば、役割がより明確になり、災害時のリハビリ支援が進みやすくなります。

一方、リハビリ専門職である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の役割が法令などで位置づけられていなかったため、現地への派遣にかかる経費の保障などが不明瞭で、スタッフの取扱いをめぐる混乱も現場で発生していました。災害時に派遣されるスタッフの扱いなどは都道府県の判断になるので、今回の修正を契機に、

本県においてもこれらを明確にする災害時対応の協定締結などを進めていただきたいと思います。

そこで、避難生活での体調悪化などによる災害関連死を防ぐため、政府が防災基本計画に追加した日本災害リハビリテーション支援協会との連携について、本県は今後どのように取り組むのか、健康福祉部長にお伺いをいたします。

次に、市町村における産後ケア事業の課題認識と本県における対応の方向性についてお伺いをいたします。産後ケアとは、出産後、慣れない育児に疲れてしまいがちな母親のために、育児の支援や心身のケアをしてくれるサポートのことです。母子の健康促進のために重要なケアとなっており、自治体の産後ケアセンターや助産院、病院、民間の産後ケア施設などで行われており、ケアに当たるのは助産師や看護師、臨床心理士、保育士、栄養士などの専門家です。病院等へ数日宿泊するショートステイ型、助産院等へ通うデイサービス型、助産師等が家庭訪問をするアウトリーチ型があります。母親の心理的ケアや身体的ケア、育児支援、育児についての相談や指導、生活の相談や支援など、様々なサポートを受けることができます。実施主体は市町村で、本県では全ての市町村が実施をしています。

令和七年度より、産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置づけることで、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めることになっていきます。また、事業費用の負担割合も、これまで国と市町村で二分の一ずつでしたが、来年度からは都道府県の負担が追加され、国二分の一、都道府県四分の一、市町村四分の一となります。

令和四年度に行われた国の調査によると、市町村の産後ケア事業実施における課題として、六一%の市町村

が委託先の確保を上げています。また、市町村が都道府県に求める支援については、市町村の枠を超えた域内での集合契約等の契約実務の支援が五三・〇%や、産後ケア事業者との情報連携のための書式や連携フロアの策定、これは二八・九%、を上げる市町村が多くなっています。さらに、自治体における妊産婦のメンタルヘルス対策では、課題として四三・六%の市町村が精神疾患の場合への対応を上げています。

こうした経緯から、産後ケア事業は、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めることになったわけですが、これを受けてこども家庭庁は、本年十月に産後ケア事業ガイドラインの改定を行いました。

主な改定内容として、実施主体に都道府県が広域支援の役割を担うことを明記され、近隣自治体で連携して事業を行う際は都道府県が調整役を行うことや、精神科医などを確保するため、都道府県や市町村、医療機関などを交えた連携体制を構築することを促しています。さらに、産後ケア事業の対象者として、里帰り出産のため一時的に実家に身を寄せる産婦や流産・死産を経験した人も対象とする考えを新たに明記しています。

来年度から、県も産後ケア事業で市町村を支援し、必要とする全ての方が利用できるようサービスの提供体制の整備に努めていただくことを期待したいと思います。

そこで、産後ケア事業に関する法改正及びガイドラインの改定を踏まえ、市町村における産後ケア事業の課題認識と対応について、子ども・女性局長にお伺いをいたします。

最後に、二地域居住の促進における県のこれまでの取組と今後の市町村への支援についてお伺いをします。二地域居住については、私は令和二年第五回定例会において、東京一極集中の是正策として、地方創生を推進する可能性を秘めているという観点から質問をさせていただいています。その後、現在実施されている「清

流の国ぎふ」創生総合戦略では、「新次元の地方分散に向けた環境整備」の中で、移住定住や二地域居住の促進が進められているところでず。

例えば、都市と地方の両方に生活拠点をもち、平日は都心で働いて、休日は田舎で過ごすといった二地域居住は、移住と比べてハードルが低いのも利点で、テレワークの定着もあり、国土交通省の二〇二二年の調査では約三分の人が二地域居住に関心を示しています。

同調査では、二地域居住をしている十八歳以上の人が全国で七百一万人いると推計。二地域居住のメリットとして、心を休めて健康の維持または増進につながった、生活に刺激が増えた、災害時の避難場所になると感じたとの声があり、デメリットとして交通費や移動時間など移動が負担となった、家賃、税金、家財の購入など生活拠点にかかる費用が負担となった、住民票がないため公的サービスを受けられないとの声があります。

こうした中、二地域居住を進めるため、改正広域的域活性化基盤整備法、以下改正法と言いますが、十一月一日に施行されました。これを受け、国は官民連携の支援を本格化します。

改正法では、都道府県が二地域居住に関する広域的域活性化基盤整備計画を策定したとき、市町村は二地域居住の促進に向けた具体的な施策を盛り込んだ特定居住促進計画を作成できるようになります。これにより、空き家改修やテレワーク共同オフィスの立ち上げなどの環境整備が支援されます。さらに、住まいや仕事などの情報共有など、官民連携による二地域居住希望者への支援が強化されます。

国土交通省の概算要求では、二地域居住者への証明書の発行や長距離交通費の定額化・低廉化、地方の居住先で子供を学校や保育園に通わせることができる仕組みの構築を支援するとしています。

二地域居住の計画策定に当たっては、拠点整備をすることが目的とならないよう、誰に、何のために、どう

したいのかという狙いを適切に設定することが重要となるため、県においては市町村と連携し積極的に支援していただくことを期待したいと思います。また、本県における暮らしやすさなど、二地域居住のメリットなどの情報提供を積極的に行い、都市部から一層人を呼び込む取組を推進していただきたいと思ひます。

そこで、二地域居住の促進における県のこれまでの取組と今後の市町村への支援について、清流の国推進部長にお伺いをいたします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○議長(水野正敏君) 健康福祉部長 丹藤昌治君。

(健康福祉部長 丹藤昌治君登壇)

○健康福祉部長(丹藤昌治君) 日本災害リハビリテーション支援協会との連携に係る県の取組についてお答えを申し上げます。

被災者の災害関連死や生活不活発病を防ぐためには、リハビリテーション医学の観点から、関連の専門職が組織的に介入し、被災前までの生活を早期に再建することが大変重要です。

このため、県では、本年四月に岐阜県理学療法士会、岐阜県作業療法士会、岐阜県言語聴覚士会で構成される岐阜県リハビリテーション協議会、通称岐阜JRA Tと災害時のリハビリテーション支援に関する協定を締結いたしました。

これまで、岐阜JRA Tは、上部組織である日本災害リハビリテーション支援協会の要請を受けて活動されてきましたが、この協定により本県からの直接要請による支援活動が可能となり、リハビリ支援団体との連携

が強化されました。

今後は、緊急対策チーム図上訓練に参加いただくなど、平時から岐阜J R A Tとの間での連携を深め、南海トラフ地震をはじめとする災害に備えてまいります。

○議長（水野正敏君） 子ども・女性局長 堀 智考君。

〔健康福祉部子ども・女性局長 堀 智考君登壇〕

○健康福祉部子ども・女性局長（堀 智考君） 市町村における産後ケア事業に対する本県の課題認識と今後の対応についてお答えいたします。

県では、産後ケアを提供する助産師等に対し、妊産婦のメンタルヘルスへの対応や関係機関と連携した先進事例等を学ぶ研修会を実施し、資質の向上を図っているところです。

一方、産後ケア事業は、市町村ごとに委託先が異なるため、出産された方からは希望の施設で利用できない、里帰り先でケアを受けられないといった声をお聞きしております。また、事業者からは、市町村ごとに定めるサービス時間や自己負担額、報告様式等が異なるため、事務の負担が大きいとの課題もお伺いしております。

このため、今後、各市町村のサービス内容や手続等の実態を把握するとともに、広域的なサービス提供体制の構築や事務の標準化に向けた検討を進めてまいります。

また、産後鬱等の課題を抱える方に対しては、市町村、事業者、産科及び精神科等の関係機関がケース会議等により状況を共有し、切れ目のない伴走型支援を行う体制が整備できるよう支援を行ってまいります。

○議長（水野正敏君） 清流の国推進部長 市橋貴仁君。

〔清流の国推進部長 市橋貴仁君登壇〕

○清流の国推進部長（市橋貴仁君） 二地域居住の促進におけるこれまでの取組と今後の市町村への支援についてお答えをいたします。

二地域居住につきましては、人口減少社会において、新たな人の流れの創出や地域活性化に加え、将来的な移住につながる可能性があると考えております。

このため、移住相談の一環として積極的な対応を行っており、東京、名古屋、大阪に設置しております清流の国ぎふ移住・交流センターでは、昨年度は六十件程度の相談を受け付けております。さらに、二地域居住に関心のある全国の地方公共団体及び民間事業者などで構成する連携プラットフォームに参加し、最新の動向について情報収集を行っております。

なお、市町村に対しては、市町村の移住担当者会議で今回の法改正の趣旨を周知するとともに、法に基づく特定居住促進計画の策定をはじめ、二地域居住の促進に向けた市町村のニーズを把握した上で、今後、必要に応じて、県の広域的地域活性化基盤整備計画の策定も検討してまいります。

○議長（水野正敏君） 三十一番 加藤大博君。

〔三十一番 加藤大博君登壇〕（拍手）

○三十一番（加藤大博君） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、木材流通の課題と森林所有者への利益還元に向けた取組についてお伺いをしたいと思います。

森林所有者の所得とも言える山元立木価格について、十月三十日に日本不動産研究所より令和六年三月末時点での調査結果が公表されました。これによると、令和三年から令和四年後半にかけて生じたウッドショック

が収束した後、国産材価格は下落傾向が続いているが、本年においても杉では価格下落が継続し、ヒノキは前回調査の低下から上昇に転じてはいるものの小幅高で、ほぼ前年並みのことでした。

具体的には、全国平均の一立方メートル当たりの山元立木価格は、杉が前年同月比五・四％減の四千二百二十七円、ヒノキは〇・八％増の八千九百四十円となっています。

この山元立木価格とは、林地に立っている木の価格、具体的には最寄りの木材市場の売渡価格から伐採や運搬にかかる経費を差し引く価格のことで、これが森林所有者の収入に相当します。

ちなみに、ウッドショックさなかの令和四年三月末時点の山元立木価格と現在の価格を比較すると、杉が一七・四％減、ヒノキは一七・五％減となります。

次に、林野庁が公表する森林・林業白書によると、令和五年における国産材の製材品等の価格は、令和三年のピーク時からは当然下落しているものの、価格上昇前の令和二年と比較すれば高い水準で推移していたとのことです。国産材の製材品、いわゆる柱材の一立方メートル当たりの年平均価格は、杉正角の乾燥材で前年比三万二百円安の九万四千六百円、ヒノキ正角の乾燥材は三万九千二百円安の十一万七千七百円となっています。

また、製材工場や合板工場の仕入価格である素材価格については、製材品等の価格と同様、令和三年はウッドショックによる国産材需要の高まり等を受けて上昇し、令和五年にかけては下落傾向にあるものの、価格上昇前の令和二年よりも僅かに高い水準で推移しています。令和五年の一立方メートル当たり年平均価格は、杉は前年比千八百円安の一万五千八百円、ヒノキは前年比三千百円安の二万二千円だったとのことです。

国産材は素材から製品に至るまで、必ずしも堅調な価格形成が行われているとは言えず、総じて厳しい状況にあります。特に、山元立木価格はウッドショック直前の令和二年三月時点で一立方メートル当たり、杉が二

千九百円、ヒノキは六千三百五十八円でした。木材の一立方メートルはおおよそ一トンになります。一トンも
の木材を搬出して、この程度の収入しか得られない。森林経営を成立させていくことがいかに困難なことかは、
容易に想像できるのではないかと思います。こうした状況が数十年にわたり継続する中で、森林所有者の経営
意欲は当然低下し、併せて林業技術者が減少したことなどから、適切な森林整備が行われなくなりました。

全国的に森林所有者の森林への関心が低下する中で、自然災害や鳥獣害の発生が森林の荒廃に起因している
ことが顕在化し、森林の適切な整備が課題となりました。ちようど、戦後の復興期から高度成長期に植林され
た森林が伐採期に入っていることもあり、行政により森林の持つ公益的・多面的な機能を強調しつつ、施業地
の集約化や機械化、新たな販路の創出を行うなど森林整備を誘導してきました。しかし、搬出量の増加とは裏
腹に、林業経営体は減少し、管理されず荒廃していく森林はむしろ増えていきます。

日本は、皆さん御存じのとおり、国土面積の約三分の二が森林です。その約六割が私有林であり、総人工林
面積の六四%、総人工林蓄積の七二%を占めています。

ウッドショックは、まさに奇貨と呼ぶにふさわしい出来事でしたが、先ほど示した価格水準から若干の上振
れがあったとしても、森林所有者の経営意欲を刺激するには至っていません。しかしながら、森林の荒廃を防
止し、国土保全や環境政策を推進していく上で、私有林の管理者である森林所有者の存在は無視できるもの
はありません。

参考までに、山元立木価格の最高水準は一九八〇年、昭和五十五年の杉二万二千七百七円、ヒノキ四万二千
九百四十七円です。また、当時の素材価格が杉三万九千六百円、ヒノキ七万六千四百円でした。

このように、昭和五十五年当時では、山元立木価格と素材価格の差は約一・七倍程度でしたが、現在は杉で

約三・六倍、ヒノキで約二・五倍です。製材品との比較は、残念ながら対応する数字がないため正確には比較できませんが、さらに顕著な差が出るものと思います。

当時と全く同じように比較するのは乱暴かもしれませんが、本来製品価格に転嫁されるべきものが輸入材との価格競争にさらされる中で山元立木価格に転嫁され、森林所有者の所得を下げる、あるいは低く押さえつけてきた。その結果が、森林所有者の森林経営はもとより、森林そのものにさえ関心を示さないという現在の状況をつくり出しているのではないのでしょうか。実際に、森林の所有に対する意識は大変低く、そのことが林業政策にとどまらず、様々な政策・施策の妨げにさえなっている現状があります。

近年、林業行政は、新たな需要の創出と国産材の安定供給の確立によって林業の成長産業化を推進すると掲げてきました。その中で、供給を担う山元においては、様々な施策を通じて効率化を図ることで、国産材の安定供給の実現と森林所有者への利益還元を目標としていたはずです。しかし、林業技術者が減少・高齢化する中で、十分とは言えないまでも、供給の安定化には一定の成果を上げつつあるものの、依然として森林所有者への利益還元にはつながっていないと感じています。

林政部の年度当初の予算は約二百億円です。そのお金を森林所有者に配れとまでは言いませんが、利益還元につなげるからこそが林業の成長産業化の一丁目一番地ではないかと考えます。

森林の持つ公益的機能や役割に対する期待感やウッドショックの経験を踏まえ、国産材、県産材の時代到来と言われていますが、残念ながら林業の未来に明るい兆しがあるとは言えない状況です。

現状では、多くの森林所有者が森林経営や林業に前向きになっていない。むしろ経営体の数は大きく減少しています。また、素材生産者からは、製品価格が上がらず、経費上昇の転嫁ができない、製材所からは、周り

には多くの製材所はあるものの、今後の経営をどのようにしていけばよいのか悩ましい、工務店からは、木材価格は高止まりなど、それぞれの立場での意見があります。

現在、県では川上では作業道の開設、高性能林業機械の導入などの支援、川中では木材市場や製材工場に必要な施設整備の支援によって、林業・木材産業界は作業の効率化、生産性向上に取り組んでおられます。また、川下では、施主に対するぎふの木で家づくり支援事業に加え、非住宅分野への県産材の需要拡大に取り組んでおられます。

林業・木材産業における流通は、山元である森林所有者から、木を伐採し搬出する素材生産者、木材市場、プレカット工場、工務店など、その過程にあらゆる業者が関わっているがゆえに、山元である森林所有者まで利益が十分に還元されていないのではないかと推察をしているところです。森林所有者に、より多くの利益を還元することは、山村地域の活性化、ひいては持続可能な森林づくりにつながるものと考えます。

そこで、木材流通の課題と森林所有者への利益還元に向けた取組について、林政部長にお伺いをいたします。真摯かつ誠実な答弁を期待し、質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○議長（水野正敏君） 林政部長 久松一男君。

〔林政部長 久松一男君登壇〕

○林政部長（久松一男君） 木材流通の課題と森林所有者への利益還元に向けた取組についてお答えします。

木材の流通は、小規模、分散的かつ多段階であるため、コストがかさみ、価格競争力が低く、また需要者側の情報が山側に届きにくいことが課題です。このため、まずは原木流通について、伐採される木材の情報を集

約し、現場から市場を介さず工場へ直送する取組を進めています。現在は、直送が全体の七割まで増加しており、コストの削減と安定供給による山側の有利販売につながっています。

また、原木需要について、流通・加工業者など二百三十者で構成する協議会が住宅規格の共通化や受注情報のデジタル化を進めています。またまった需要情報を山側に速やかに届けることで、計画的な生産や規模拡大を促し、山側の利益の確保につなげてまいります。

一方で、全国にはインターネット上に立木取引市場を立ち上げ、持続可能な林業経営に必要な価格で需要者側とマッチングしようとする動きがあります。こうした新たな需要は、価格の透明性を高めることが期待されることから、今後の動向を注視してまいります。

○議長（水野正敏君） 二十三番 布俣正也君。

〔二十三番 布俣正也君登壇〕（拍手）

○二十三番（布俣正也君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

令和六年五月二十九日、改正食料・農業・農村基本法が成立、六月五日に公布・施行されました。

本改正法は、基本法の制定から四半世紀が経過する中で、食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和の取れた農業への転換、人口減少下における農業生産者の維持・発展と農村地域コミュニティーの維持の実現を目指し、基本理念の見直しと関連する基本的施策などを定めております。

この改正法によって、国において、令和六年度中に食料・農業・農村基本計画の改定が予定をされているところですが、特に食料安全保障の強化については、計画の改定を待たずに施策を集中実施するとされており、

これに関連して、令和六年第一回定例会代表質問において、我が県政自民クラブの岩井豊太郎議員より、農業を取り巻く課題への取組について質問をされておりますけれども、私からは今回、中山間地域を守るための土地利用型作物の生産振興について、質問をさせていただきます。

簡単に中山間地域の現状について触れさせていただきますと、中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を意味します。

中山間地域は、全国の耕地面積の約四割、総農家数の約四割、農業産出額の約四割を占めるなど、我が国の農業において重要な役割を担っております。また、雨水を一時的に貯留する機能（洪水防水機能）や土砂崩れを防ぐ機能（土砂崩壊防止機能）といった多面的機能が適切に發揮されている中山間地域は、国民の大切な財産となっております。

私は、昭和五十八年からこれまでの約四十年間、まさしくその中山間地域である地元飛驒市において、稲作に携わってまいりました。当時は、乗用田植機やコンバインなどの普及も少なく、我が家でも田植は手作業、稲刈りは辛うじてバインダー、はさがけの稲を自脱式で脱穀という、至って古式な手順での作業でした。

時代は変わり、平成になって乗用田植機やコンバインでの作業が当たり前にはなりましたけれども、私の住む地域では土地改良がなかなか進んでおらず、ほとんどの水田が一枚当たり約五アール程度の規模となっているという状況でしたが、次第に土地改良も進んできて、コンバインもグレンタンク仕様になり、作業効率は格段に進化してまいりました。

平成の中頃までは、作業機械とオペレーターとのマッチングも順調に推移し、自給的農家の年齢層もまだ若かったので、米価の問題はあったものの、何とか稲作をこなしてこられたのだと思います。

しかし、平成の後半に差しかかると、自給的農家の高齢化とともに耕作放棄地が増大をして、五年後のビジョンすら描けない状態となっていました。

そして、時代は令和を迎えると、担い手確保や労働力不足解消といった課題解決のため、ICT、ロボット、AI技術を活用したスマート農業の推進が新たな営農ビジョンとして登場してきました。

ざっとこの四十年間、私が農業に従事してきた経験振り返らせていただきましたが、令和三年以降、中山間地農業に関する一般質問を野島征夫議員、森益基議員がそれぞれ二回質問されており、私も二回質問をしております。私を除くお二人の議員は、それぞれ郡上市、中津川市を地元とされており、まさに中山間地農業の実情を熟知されておられます。

具体的に申し上げますと、令和三年十月に野島議員から、中山間地域における農業農村整備の推進について、令和五年三月には、ぎふ農業・農村基本計画の中間見直しを踏まえた具体的な取組についての質問が、また森議員からは、令和三年九月に中山間地域農業の活性化について、令和六年三月には中山間地域農業におけるスマート農業の推進についての質問がされております。

私も、令和三年三月に農業活性化と人材確保・育成について、令和四年九月には経営規模に関わらない多様な農業者の振興方策についての質問をさせていただきました。

この三年間だけでも、農業を取り巻く状況は大きく変化しており、県農政部も現場の農業者も試行錯誤しながら対策を講じていただいておりますけれども、とりわけ中山間地農業を取り巻く環境は加速度的に変化しており、中山間地農業対策は待ったなしの状態であります。

現行のぎふ農業・農村基本計画は、令和三年から七年度までが計画期間となっており、令和四年度末の中間

見直しから間もなく二年が経過しようとしております。当該計画の重点テーマであります中山間地域を守り育てる対策のための取組を着実に進めていただいているとは思いますが、人口減少に歯止めがかからない現状を踏まえ、中山間地農業は危機的な状況にあり、抜本的な対策が必要と考えます。

こうした状況を踏まえて、中山間地農業、とりわけ土地利用型作物の生産振興について、幾つかの課題を提起させていただきますと思います。

まず、一つ目の課題として、中山間地農業を存続していくために必要な人材であります。

現在の中山間地域は、深刻な高齢化や各農家で所有している農業機械の老朽化や故障などにより、稲作を大規模農家や法人に任せたいという方々が急増して、既存の地域の担い手への農地の集積・集約が集中している傾向にあります。

片や、その担い手においては、圃場整備の状況にもよりますが、農業機械の大型化やスマート農業機械の導入などで対応はしてきておりますけど、こちらもまた作業オペレーターなどの人材確保に苦慮しているのが現状であります。

初期投資が膨大になる土地利用型農業では、急激なニーズの増加に対応できる新規就農者の確保は大変困難であることから、まずは既存の法人経営体への就農を促進しながら人材を育成するのが現実的な解決方法かと思えます。

しかしながら、既存の法人経営体への雇用促進には、雇用保険などの各種保険料の負担軽減や技術習得に係る様々な配慮も必要になってきますし、第一、稲作自体に魅力を感じられる、稲作の未来は明るいと思わせるような魅力発信の仕掛けづくりがないと、新たな就農者は引き寄せられないと思います。

新たに就農する方の気持ちとしても、自然豊かな場所で米作りはしたいけれども、なかなか新規就農には踏み切れない方に対して、安定した社会保障、地位を保障してあげることににより、経済的・心理的なハードルが下がり、新たに就農することにチャレンジできるのではないかと思います。

では、そのためには何が必要かと考えた場合、例えば岐阜県が主体となって人材バンクのような仕組みをつくれば、就農したい人と雇用したい人とのマッチングが図られ、中山間地への人材派遣により、就農者本人のモチベーション向上にもつながるのではないのでしょうか。

具体的に申し上げますと、農業大学の生徒に卒業後の就職先として、例えば（仮称）「岐阜県農業公社」から各農業法人に派遣するといった形態が定着すれば、人材確保の課題解決の糸口になるのではないかと思います。

地元飛騨市にありますトマト研修所においては、JAひだが県、市、村と一体となって、講義・実習を交えたトマトの生産技術・経営管理などについて研修を行うとともに、研修中及び就農開始に当たつての農地・住居等の支援を実施しており、順調に研修生から新規就農への育成とつながっておりますけれども、水稲についても、既存の農業法人において研修を重ねて、米作りのノウハウや農業機械の修理方法、または農業者同士のコミュニティや人脈を育てることが最も適した研修方法かと思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

二つ目の課題は、農業機械などを導入するための補助金です。

水稲栽培に必要な農業機械などの導入には相当な資金が必要となります。現在、産地構造改革に必要な機械・施設などの導入経費に対する県の補助メニューとして、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金があり、

有効に活用がされております。

しかし、もともと農業生産条件の不利益地である中山間地においては、耕作不可能となつてきている農地を守るためには、この支援事業をさらに特化した形にしていく必要があるのではないかと思います。また、スマート農業技術を活用した機器・機械などの導入経費に対する県の補助メニューとして、スマート農業技術導入支援事業費補助金もありますが、中山間地農業を全てスマート農業に切り替えていくには、まだまだ時間や資金、労力がかかります。

ここ五年ほどの間に、農地や農業機械を手放す方もいれば、もう少し頑張つてみたいけれど補助金は大型農業機械やスマート農業機械ばかりで、小型農業機械とか中古農機には補助金が出ない、あるいは出にくいといった現状があります。

中山間地域において水稻栽培を維持していくためには、それぞれの規模やニーズに合った農業機械の導入を強気に支援していく必要があります。また、最近では中古農業機械市場が充実しているとの情報もお聞きしていますので、新車のみならず、中古市場にも着目をして利用促進を後押しすべきではないでしょうか。

さらには、中山間地域は特に有機米や良食味米など特徴ある米作りの推進が盛んであります。この特徴ある栽培や販売を有利に加速することが必要かと考えます。

例えば、家庭用ミニライスセンターや選別機、包装や配送の支援も大切かと思えます。そして、稲作農家の最大の課題は畦畔の草刈りです。我が家の水田も水田面積以上の畦畔があり、年三回以上の草刈りには大変苦勞しております。畦畔の草刈りは危険を伴うばかりか、放置しておく昨今問題になっていきます獣害を加速化してしまいます。もはや、景観の話では済まなくなっている状態です。

例えば、中山間地域対策という特別枠の支援で、草刈り労力軽減のためだけの補助制度があれば、農業者も五年、十年頑張ってみるかというやる気につながるのではないのでしょうか。

三つ目の課題は、中山間農業独特の土地対策です。

大規模農家や法人に耕作を依頼する農地は、ここ数年で加速度的に増加をしております。中山間地域は農地が点在していることに加え、先ほど申し上げた畦畔の草刈りや水管理に多大な労力が必要であり、現在はシルバー人材センターの委託に多額の経費を費やしているのが現状であります。そのシルバー人材センターも、深刻な高齢化の進展により、もはや限界に達している状況であります。

一部地域では、担い手が管理水田ばかりではなく、本来行政が管理すべき水路際畦畔などを自発的に管理している例もあると聞いております。

そういった面においても、集落との話合いにより、草刈りを受委託する仕組みの構築や土地改良、農地整備のさらなる推進が必要になってまいります。

これらの話合いを着実に推進していくリーダーの育成も急務かと思えます。集落支援員といった地位で、地域に溶け込んで話をするリーダー的存在が今後ますます重要になってくるのではないのでしょうか。

以上、申し上げたように、中山間地域の土地利用型農業は、人材、補助金、土地に大きな課題があるように感じます。

現在、十年後の地域産業の在り方、目標地図を定める地域計画が各市町村において検討がされているところでありますけれども、中山間農地については、水田が小区画で効率が悪いなどの課題がもととある中で、生産者の深刻な高齢化や人手不足の加速化も相まって状況は大きく変化しており、この先五年後の未来すら全く

予想できない状況にあります。

今年度末までに、県内四十二市町村から二百六十の地域計画が策定される予定と聞いておりますが、中山間地域においては計画策定が難航しており、なかなか明るい話題が出てこないとも伺っております。

政府が掲げる食料・農業・農村基本法において、スマート農業技術活用促進法は関連三法の一つとなつていくところであり、これは言うまでもなく、ドローンやICT、ロボット技術などを活用した省力・高品質生産を後押しするための新しい法律ですが、現在、県農政部でも力を注いでみえるスマート農業は、今後順調に活用が促進されていくのでしょうか。

スマート農業がこれからのあるべき農業の姿であることは十分認識してはいますが、果たしてスマート農業の促進だけで、今後の中山間地農業、特に稲作農業が持ちこたえていけるのか、不安を感じざるを得ません。

再三申し上げているように、中山間農地では、農薬散布ドローンや自走草刈り機が実用段階にある一方、中山間農地特有の急傾斜の畦畔管理にはまだまだ対策が必要です。機械を効率的に導入するための農地整備や大区画化も必要不可欠です。

中山間地域における人材、補助金、土地の三大要素の課題解決のために、県農政部として何か新しいアイデアやウルトラC的な事業の展開を期待したいところです。

話は我が家の稲作に戻りますが、実は昨年から何と三十五年ぶりに自家用米をバインダーで刈取りして、はさがけ米にしております。忙しい身でありながら、何でそこまでこだわると申しますと、太陽、土、水といった自然の恵みや恵まれた環境下で栽培ができることに改めて感謝したいと思つたからであります。

また、少し話は変わりますが、先日、国民文化祭行事の一環であります「清流の国ぎふ創作朗読劇 本郷村

善九郎」を拝聴してまいりました。

皆の衆よ、俺たちが代官様と戦うのは納得のいかぬ検地に対して正義をもつてするのじゃで、神様も仏様も百姓に対して味方してくださること請け合いじゃ。

まず、この高原の山の中で戦いのろしを上げよまいか。

そうすりゃ、飛驒の総百姓はあっちでもこっちでも俺たちに続いて立ち上がる。皆の衆、決心はいいかえ。今から二百五十年前に、十八年間断続的に続いた飛驒の壮大な百姓一揆「大原騒動」の歴史であります。当時十七歳の若きリーダー善九郎の勇敢な行動によって、現在の飛驒の米作りが成り立っていると云っても過言ではありません。

時は同じく二百七十年前、美濃の国郡上郡で発生した郡上一揆や、百五十六年前に発生した東濃での木曾谷百姓一揆も同様に、現在の郡上市や中津川市の米作りに多大な影響を及ぼしているものと思われまます。

そうした深い歴史を考え、昨今の優良かつ最適な中山間農地をしっかりと守り育てていくためにも、県農政部の今後の動向は大変重要になってくると痛感しております。

そこで、農政部長に伺います。中山間地域を守るためには、土地利用型作物の生産振興が必須と考えますが、中山間地農業が抱える人材、補助金、土地など様々な課題に対し、今後どのような対策を講じていかれるのかをお聞きます。

中山間地の現場は、多面的機能を維持すべく必死で戦っております。農政部長様には、本気度の籠もった答弁をお願い申し上げます。御清聴、誠にありがとうございました。

(拍手)

○議長（水野正敏君） 農政部長 足立葉子君。

〔農政部長 足立葉子君登壇〕

○農政部長（足立葉子君） 布侯議員の熱い思いにお応えし、中山間地域を守るための土地利用型作物の生産振興についてお答えいたします。

これまで中山間地域では、集落営農組織を育成、法人化し、生産振興を進めてまいりましたが、近年はオペレーターの高齢化や人手不足が深刻化しており、今後は小規模農家や兼業農家を含めた地域全体での営農体制づくりが必要と考えております。

このため、地域計画を策定する過程で、担い手不足が顕在化した地域については、小規模農家なども含め、幅広く担い手として位置づけるよう市町村に働きかけているところです。その上で、計画に位置づけられた担い手に対しては、農地中間管理機構により農地の集積・集約化を進めるとともに、農業機械や施設の導入については中古を含め支援してまいります。

さらに、地域貢献に意欲的な企業が農業に参入し、地域住民が新たに兼業として農業に取り組んでいただけるよう、ぎふアグリチャレンジ支援センターと連携し、働きながら米作りが学べるオンラインゼミなどを実施するとともに、営農継続が困難な農家からの経営継承により、初期投資の負担軽減を図ってまいります。

○議長（水野正敏君） 二十三番 布侯正也君。

〔二十三番 布侯正也君登壇〕

○二十三番（布侯正也君） 御答弁ありがとうございます。本気度が半分伝わってまいりました。

特に、私が定義した三つの課題のうちの人材が最も重要かと思うんですね。その中で私が質問の中で言った、

例えば集落支援員の育成の部分に関しては、県としてどういったルールに基づいて支援を行っていくのか、また地域のリーダーを育てるためにどのような形で今後具体的に県として行っていくのかを再度御答弁ください。

○議長（水野正敏君） 農政部長 足立葉子君。

〔農政部長 足立葉子君登壇〕

○農政部長（足立葉子君） 中山間地域の農業について、まずは人、担い手が重要であるということは、議員と私たち、全く同じ意見でございます。集落の話合いということで、地域計画を立てるに当たりまして、県ではこれを昨年度からですが、地域の話合いをコーディネートする人材育成を目標としまして、普及指導員や農業委員、市町村やJAの職員などを対象とした研修会を実施し、どのようにその集落の話をしていくかという研修会を行っております。今年度、六月から八月にかけて、三回実施しております。

先ほど申し上げた普及指導員をはじめとして、こういった研修をしながら集落をまとめていくということで、集落の普及指導員や農業委員、市町村やJAの職員と一緒になってリーダーとなっていくこと、そして集落の話合いを今以上に進めていきたいと考えております。

○議長（水野正敏君） 十五番 平野祐也君。

〔十五番 平野祐也君登壇〕（拍手）

○十五番（平野祐也君） 皆さん、こんにちは。

今回は、知事の議場における答弁が最後ということで、私自身ライフワークとも言える、非常に思い入れの強い質問を知事宛てに二本持つてまいりました。

今回は大きく三点ですが、分割質問ですので、まず大きく二点、知事宛てに質問をさせていただきたいと思
います。

まず一点目、産業立地を進めるための市街化調整区域内での地区計画の運用及び市町村の都市計画決定に係
る知事協議に関するガイドラインの見直しについてです。

今の表題を聞いて、なかなか難しい題名になっているんですけども、我々の住んでいる土地というのは都
市計画法上、いろいろと区域区分が決まっております。市街化区域という住居とかいろんなものが集まって
いる地域ですとか、市街化調整区域という開発を抑制すべき地域、農地とか、そういったところですね。あと
は、非線引き地域という形で分かれております。

今回の質問は、その中の市街化調整区域に関する開発に関するガイドラインというものを岐阜県として持つ
ておりますので、こちらに関する質問になります。

市街化調整区域の開発については、都市計画法や農地法において制限をかけており、乱開発されないよう
に規制されています。法律上の要件を満たせば開発も可能でありますけれども、その要件は厳しく規定されてい
ます。

ただし、岐阜県外を見回してみると必ずしも、この市街化調整区域の開発のガイドラインを見てみると受け
る印象が異なってきました。

(資料を示す) 皆様、お配りのこういう市街化調整区域のガイドライン、これは岐阜県と愛知県と書いてい
ますが、左側が岐阜県のもの、右側が愛知県のものになります。

まず、目次だけ見ていただいて、赤枠で囲ってありますけれども、ページ数が岐阜県は五十五ページあって、

愛知県は十二ページとボリュームだけ見ても、まず全然違うところを感じていただきたいなと思います。岐阜県において、市町村の都市計画決定に係る知事協議に関するガイドラインというものが策定されておりますが、これらは市町村が都市計画決定を行う際の県としての考え方を示しております。

概要としまして、市町村が都市計画を決めるものですが、知事協議が必要だということで、必ずこれを満たしてから提出するようという、この題名からして非常に高圧的な印象を受けます。

しかし、例えばお隣の愛知県のガイドラインを見てみますと、市街化調整区域内地区計画ガイドラインという形で書かれておりまして、本当は両方を印刷してお持ちしたかったんですけども、非常にボリュームが多いので断念したので、ぜひ皆さん、このガイドラインの中身を見てください。

この愛知県のほうは、例えば市町村で独自に市街化調整区域の開発のガイドラインをつくってやってもいいよということでしたり、あくまでも県は関係者でありますので、市町村で決めたら持つてきてくださいというような印象の指針になっています。

(資料を示す) お配りの資料の二ページ目、いろいろとこの岐阜県と愛知県が一番最初の「はじめに」というところだけを引用してきたんですけども、この文章の書きぶりをちよつと比較してみてもほしいなと思います。内容を見てもっと違うんですけれども、最初の説明だけでも大分違うなという印象を受けます。

なお、この岐阜県には、愛知県とは異なって、市町村独自で市街化調整区域内地区計画のガイドラインを策定している市町村はありません。

県のガイドラインを見てみますと、この岐阜県と愛知県だけでも、一見同様の内容に見えますが、コンセプトは大きく異なってきます。その要因の一つとして、岐阜県のような知事協議ガイドラインというのは、こ

これはしてはいけないというような内容であります。愛知県のような地区計画ガイドラインというものは、これであればできるというような内容となっているように思います。

現行の都市計画法が制定されたのは高度成長期であり、乱開発が引き金となって引き起こされた公害問題によって、こうした問題が住宅地や農地の開発によって引き起こされないように、開発エリアや範囲を決めて計画的な都市開発をすることを目的として制定されております。

一方で、現在その弊害も出てきておりまして、地方における開発に大きな制約をかけているのも事実であります。近年は、乱開発が行われていた時代とは異なり、誘致をしても来ないという時代になってきています。こうした中で、市街化区域は時代とともに開発され尽くされ、魅力的な大きな土地は市街化調整区域ばかりで、厳しい開発規制により、せっかくの誘致案件も頓挫してしまうというような話も聞かれるようになっております。そうした中で、岐阜県の開発のフレームというものの考え方を見直す動きが出てきています。このフレームという言葉もあまり聞き慣れないと思うんですけども、フレームというものは、国と県が今後十年間で市街化区域として必要と見込まれる枠であり、この枠を超えて市街化調整区域を開発することができないという枠であります。

これまで、岐阜県の場合には、都市計画区域ごとに開発フレームというものが割り振られておりまして、その範囲内で市町間の調整がついたものについてのみ、市街化区域への編入が認められておりました。その後、令和二年度の運用改善でこのフレームの割り振りが圏域ごとに変更になったほか、今年度からは同一圏域内であれば市町間での調整が不要であることが明確化されたようです。

とはいえ、過去、岐阜県において市町村ごとにフレームの使用量が当然異なります。足りていないところも

あれば大幅に余るところもあり、県内全体で見ると、開発のフレームというのは、実は半分も使用していないという状況でした。にもかかわらず、一部市町村はこの開発フレームがないため、調整しながら開発を行っていたといういびつな状況が過去から続いておりました。また、愛知県においては、市町村の特性に応じた市街化調整区域の開発に関する独自のガイドラインを設けており、柔軟な運用を行っております。

こうした状況を知ったのが、三年ほど前に質問をした次世代高度物流拠点を岐阜に誘致すべきという質問をしたときです。

当時、愛知県一宮市は物流拠点の開発ラッシュになっており、インターチェンジ付近の農地も含めた市街化調整区域に物流倉庫を多数誘致しておりました。岐阜県においても、東海環状自動車道の新しいインターチェンジ付近に同様の施設を誘致すべきだと考えましたが、市街化調整区域の問題でうまくいっているとは言えないと思います。

しかし、愛知県一宮市には市街化調整区域の開発指針がありまして、市街化調整区域内地区計画運用指針というものが一宮市独自で策定されております。市町村が独自で強みを生かした企業誘致を柔軟に行っておりまして、結果的に今、一宮市は物流拠点になりつつあります。こうした一宮市の指針も、市町村として、こうした条件であれば開発ができるというスタンスを表明するポジティブリストになっております。

岐阜県には、各市町村にこうした計画はなく、岐阜県のガイドラインもネガティブリストになっています。岐阜県として、厳格に市街化調整区域を守ることはいいいですが、他県と比較すると厳し過ぎる印象があります。その結果、何が起きているかといいますと、岐阜県への投資が近隣県に取られ、岐阜県の開発につながらないということであります。

私の地元、各務原市においては、特に工業用地が少なく、市外や県外に企業の工場が流出している状況であります。最近開発された工業団地には、区画数の倍以上の企業の応募が殺到しました。もし仮に、この落選した半数の企業に対して各務原市独自のガイドラインを示すことができたのであれば、各務原市の市街化調整区域に誘致ができて、岐阜県に多くの人や仕事を生み出すことができたかもしれません。大切なことは、各市町村が特性を生かして柔軟な運用指針を策定し、岐阜県としても民間企業に対してオープンなガイドラインを策定すべきということです。農地法をはじめ、関係法令との関係性も当然考慮しないといけないですけども、民間投資を引き込む最初の一步目として、岐阜県のガイドラインを改訂すべきだと考えます。

そこで、まず知事にお伺いします。

雇用の場の創出のための産業立地に関しては、市街化調整区域を含めた地域全体で合理的な土地利用が図られるよう、地区計画の運用及び市町村の都市計画決定に係る知事協議に関するガイドラインの抜本的な見直しを検討し、市町村独自のガイドラインの設置についても推進すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

次に、二点目、ぎふ宇宙プロジェクト研究会の現状と今後の進め方についてお伺いします。

皆さん御存じのとおり、世界の宇宙産業市場は現在、毎年三％の成長を続けている人工衛星産業を中心に拡大を続けておりまして、二〇四〇年には市場規模が一兆ドルに成長すると見込まれております。

県では、宇宙産業を重要な成長産業として位置づけ、将来の中核産業として育成・支援するため、令和三年度にぎふ宇宙プロジェクト研究会を立ち上げ、これまでに各種勉強会、商談会を開催してまいりました。

(資料を示す) お配りの資料のこちらになります。この写真つきの資料があると思いますが、こちらは「ぎふハイスクールサットプロジェクト」というもので、県内の工業高校生を中心に、岐阜大学や民間企業と連携

してキューブサットと呼ばれる小型の人工衛星を作成し、現在はこの製作が完了して宇宙への打ち上げを待っている状態であります。

また、先日、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の新企画棟「スペースボックス」も完成しまして、オープニング企画の第一弾として「月への挑戦」が展示されております。こちらの展示は、先日、天皇后両陛下にも御覧いただきました。

こちらの企画展の展示内容としては、一九六九年に人類初の月面着陸を果たしたアポロ計画から始まり、月の石や月面で使用した宇宙服のレプリカ、さらには未来に向けての開発内容まで、人類の月への挑戦が盛りだくさんの内容となっております。

現在、図らずも、日米を含む世界各国でアルテミス計画という国際プロジェクトが始まっております。この計画は、月面開発や居住まで視野に入れた本格的なプロジェクトとなり、日本でも官民一体で役割分担をしながら開発を進めています。

日本の役割としては、まず一番、月軌道プラットフォームゲートウェイの居住棟建設や物資補給、二番、月面探査用の与圧ローバー開発などが具体的に示されました。

内閣府の宇宙開発戦略本部が策定する宇宙基本計画において、月での持続的な活動を目指していることから、政府を挙げて検討を進め、月への参画を目指すことを表明されております。

JAXAにおいては、小型月着陸実証機（SLIM）を二〇二三年九月に種子島宇宙センターからH-IIARocketで打ち上げられ、二〇二四年一月に日本で初めて月面軟着陸に成功しました。その着陸性能は、着陸目標点からの位置誤差十メートル程度以下と評価できたことから、世界初となるピンポイント着陸に成功した

ことを確認されております。

この八月にS L I Mの月面活動は終了しましたが、民間分野においてもスタートアップが続々と参入してまいります。月面着陸機の開発を目指す i s p a c e や、ホリエモンが創業したロケット開発会社インターステラテックノロジズ、宇宙デブリ（小隕石等の障害物）除去のアストロスケールなど、有望なスタートアップ企業が活動を拡大しております。

この岐阜県としても、ぎふ宇宙プロジェクト研究会を立ち上げて以降、県内企業と宇宙関連会社と取引が始まるなど、岐阜県の航空宇宙産業にもよい影響を与えております。また、高校生向けの宇宙講座を体験した生徒が、その後、大学に進学して宇宙開発に関する研究を進めているなど、人材育成に対しても成果を上げつつあります。

この宇宙プロジェクト研究会は、設立から三年が経過し、宇宙分野については世界中でさらなる盛り上がりを見せている中、岐阜県の宇宙への取組について一度総括し、今後のプロジェクトの方向性や県民の期待を受けた取組を再度検討すべきだと考えます。

世界の中での日本の役割、日本の中での岐阜県の強みを改めて分析し、今後の戦略策定を行うべきだと思います。例えば、政府と連動した月面開発を協業できる企業を募集したり、航空宇宙分野の企業以外でも、月面住環境開発に県内企業を巻き込んだりすることも可能性を広げる一つだと考えます。

このアルテミス計画において、日本が受け持つ月軌道プラットフォームゲートウェイの居住棟建設や物資補給という分野は、現在の地球の生活をいかに月に持っていくかという分野であるため、全ての企業に関わることでできる可能性があります。今やロケットや人工衛星の打ち上げの分野よりも、今後は月面の環境整備、ま

たそうした技術を地球にどうやってフィードバックするかなど、この宇宙関連産業が今後さらに伸びていくステージと言われております。

そうなると関の刃物や美濃の和紙、東濃の陶磁器産業など、生活に密着した分野も月面開発企業となり得るステージが近づいてきております。例えば、今研究で月の石とか砂を使って、それを使って住居を建てるとか、まさにこの陶磁器みたいな世界の企業が活躍できる場面がかなり現実的にあると思っております。

そうした意味では、この航空宇宙産業というくり方が今後変わってくる可能性もありまして、岐阜県として戦略的に重点分野や国との協業を検討すべきだと考えます。

人材育成についても、例えば国立航空宇宙高専など、高等教育機関の設置を検討したり、県内の高校生に対しても、工業高校の生徒のみならず、岐阜県で宇宙開発に興味のある人材を広く募り、過去の宇宙プロジェクト研究会卒業生も含めた人材バンクのようなものをつくっていくと、さらに違う展開もあると思います。身近な宇宙人材が集まることによって、将来的なキャリアパスが想像できるような産官学連携の集団を育てていくべきだと思います。

これから、さらに加速していくこの宇宙分野について、この三年間で岐阜県が日本全国に対して名のりを上げたと思います。今後、「宇宙立県ぎふ」を目指し、成長分野への投資や人材育成について、さらに勢いをつけて後押しすべきと考えます。

そこで、知事にお伺いします。設立から三年がたち、ぎふ宇宙プロジェクト研究会の現状と今後の推進の方向性についてどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（水野正敏君） 知事 古田 肇君。

〔知事 古田 肇君登壇〕

○知事（古田 肇君） 二点、お尋ねでございました。

まず、産業立地を進めるための市街地調整区域内での計画の運用及びその関連の知事協議のガイドラインについての見直しということであります。

都市計画制度は、時代の変遷とともに見直されてきておりまして、現在は都市機能の集約化をコンセプトに、郊外開発にはブレイキ、中心地、中心市街地再生に向けてはアクセルを踏むというのが基本的な方向でございます。

県では、平成十九年に岐阜県都市政策に関する基本方針を策定し、二十年後の都市の将来像を想定して、今後の都市づくりの基本的な考え方を示しているわけでありまして。これを基に、現在、県内二十七の区域ごとに定めた都市計画区域マスタープラン、これはそれぞれ令和十二年を目標年次として、住居、商業、工業などの土地利用の考え方を示しているわけでありまして。

また、本県では、市町村の都市計画決定に係る知事協議に関するガイドライン、先ほど御説明のあったものであります。その中で、県が市町村から協議を受けるに当たっての具体的な基準をお示ししております。

このうち、工業地について申し上げますと、市街地調整区域内での開発手法として地区計画を位置づけ、規模等の基準を設定の上、限定的に開発を認めているというのが現状であります。

こうした中、本県では、交通インフラの整備に力を注いでおり、企業進出への支援策と相まって企業立地が大幅に進んできております。

また、国においても近年工業的な土地利用に関し、制度の弾力的な活用や見直しを進める動きがございます。

例えば、昨年策定された第六次国土利用計画では、地方創生の観点から、地域の合意形成に基づき、地域の持続性確保につながる土地の有効利用や転換を推進する視点が追加されております。これを受けて、国の都市計画運用指針では、新たにインターチェンジや幹線道路周辺で工場などの産業立地を図る地区についても、都市計画区域マスタープランに示すことが望ましいというふうにされたところであります。

こうした動きの下で、現在県では令和八年度中の基本方針の見直しに向けて、都市計画区域内の人口や土地利用、建物立地の状況などの調査を実施しているところであります。

この見直しに際しましては、人口減少や少子高齢化の中にあっても、県民が安心して住み続けられる県土を将来世代に継承すべく、今ほど申し上げました国の動きも踏まえつつ、産業立地をはじめ、様々な論点について、有識者、関係者とともに議論を進めてまいるところであります。

ただ、そうした中で、東海環状自動車道の全線開通を目前に控え、さらには将来の交通ネットワークの拡大に期待が高まる中、企業誘致に向けた制度運用の見直しについては、待ったなしの状況にあるというふうに考えております。このため、特に知事協議に関するガイドラインについては、産業立地に関する土地利用や市街化調整区域内での開発の基準などについて、全体の議論に先行して見直しを進めることが必要であるというふうに考えておりまして、対応を進めてまいります。

また、市町村が地域のまちづくりについて主体的に地域の特性を生かした都市計画を進めていくよう、地区計画の活用や市町村独自のガイドラインの策定といった手法があるということを示唆してまいります。

失礼しました。議員が深々とおじぎされたので終わったかと思いました。大変失礼しました。もう一つ、ござりますね。

ぎふ宇宙プロジェクト研究会でありますが、近年、日本や世界における宇宙開発が加速化しております、宇宙産業への進出が大変活発化しております。この点において、本県には既に国内有数の航空宇宙産業の集積があり、これは大きな強みでございます。高い品質と信頼性を求められる宇宙機器の開発パートナーとして、現在二十社以上が宇宙ビジネスを展開しておりますが、さらに大きくチャンスが広がりとつある現在、県としてもこれを積極的に支援してまいりたいというふうに思っております。

ぎふ宇宙プロジェクト研究会は、こうした宇宙産業の急成長を見通しつつ、県としての肝煎りで三年前に設立したものでございます。そして、これまでに宇宙関連企業と県内企業との五十九件のマッチングを行ってまいりました。宇宙ベンチャーを招聘し、製造現場を実際に見て商談を進めるということ、高度な技術力が直接PRできるとの高い評価をいただいております。その結果として、現在、ロケットや人工衛星のエンジン部品など六件の受注を得ておりますが、まだまだ受注の可能性が十分にあるというふうに考えております。

また、人材育成の取組として、岐阜大学と連携した宇宙工学講座は、これまで高校生五百四十九名が受講しております。卒業生の約半数が理系大学に進学しておりますが、中には航空宇宙工学を専攻する者、あるいは端的にJAXAと既に共同研究を行っている者なども輩出しております。

さらに、研究会の「ぎふハイスクールサットプロジェクト」、これも御紹介がございましたが、五社の企業が製作を支援し、産学官連携によるネットワークが形成されております。そうした中で、支援企業へ就職した事例もあり、将来の宇宙人材を育む場ともなっております。

今後の取組としては、まず研究会の裾野の拡大であります。

現在JAXAでは、民間企業を巻き込んで宇宙食料マーケット創出活動、あるいは宇宙での暮らし・ヘルス

ケア製品開発が進められております。御指摘のありましたように、今後は生活関連産業をはじめ、あらゆる産業が宇宙産業となる可能性があり、幅広い産業分野へ参画を呼びかけてまいります。

この話をしますと大変思い出すのは、今から四十年近く前になりますが、私は初代の当時の通産省の宇宙産業室長ということでアメリカやヨーロッパを回っておりましたけれども、その際にもスペースインダストリアリゼーションというのを日本の宇宙産業政策のスローガンに議論をしてまいりましたが、もう四十年になるわけがありますが、そんなことを思い出すわけです。

また、人材育成では、「ぎふハイスクールサットプロジェクト」が今後データの受信・活用の段階に入るため、普通科高校生の参画も進めてまいります。さらに、現役生と航空宇宙工学専攻者や航空宇宙関連産業に就職した卒業生などとのネットワークづくりも進めてまいります。

こうした上で、研究会を次のステップに進めるべく、推進体制を強化いたします。このため、これは仮称ですが、ぎふスペースビジネス協議会といったものを立ち上げ、オール岐阜での産業界、教育研究機関などの参加により、本県宇宙産業の本格的な育成・拡大を目指してまいりますというふうに考えております。

また、この協議会の運営に関しては、内閣府宇宙政策委員会の委員長代理であり、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館館長である常田佐久氏に協議会顧問として、宇宙戦略基金の活用をはじめ、最新の国の宇宙開発の動向などを踏まえたアドバイスを受けてまいりたいと思っております。

○議長（水野正敏君） 十五番 平野祐也君。

〔十五番 平野祐也君登壇〕

○十五番（平野祐也君） 大変、熱意のある御答弁ありがとうございます。まだ、もう一個質問があるので、

私も頑張つて質問をしたいと思ひます。

続きまして、部活動の地域移行に係る地域クラブ指導者への報酬額について、教育長に質問をしたいと思ひます。

部活動の地域移行については、令和三年に初めて私も質問をしてから、もはや三年以上が経過をいたしました。現在までのこの地域移行の歩みとしては、まず平成三十一年に学校の働き方改革の観点を踏まえ、令和二年に文部科学省から休日部活動の地域移行を図る方針が示されております。その後、令和四年十二月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定され、それを受け、岐阜県教育委員会においては、令和五年三月に岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定しております。

この県のガイドラインにおいては、令和七年度末までをめどに、地域の実情に合った新たな地域クラブ活動への移行を目指す位置づけしております。

現在、岐阜県内においては、令和八年度から休日部活動の新たな地域クラブ活動への移行に向けて、各地で具体的な取組を進めております。令和七年の中体連が終わる八月以降から、新たな枠組みでスタートすること考えている地域や団体も多いです。

この地域移行の最大の課題は、指導者の確保であります。

令和八年度からは休日部活動の地域移行を対象としておりますけれども、将来的には平日の部活動の地域移行も検討しており、それを見据えたとさらに人材難が進むと思ひます。その一方で、中学校の先生からすると、早期の完全地域移行を求める声も多く、最重要課題は指導者の確保であることは明白であります。

現在の学校部活動は、こうした先生とか外部指導者の熱意や善意で支えられております。謝礼等を部費から出すということもあると思いますが、国の制度として、こうした外部指導者に報酬が支払われる場合があります。それが自治体から任用・任命される部活動指導員であります。

この部活動指導員は、平成二十九年に設置された国の制度であり、技術的な指導や大会への引率を行うことを職務とします。学校長は、部活動指導員に対して部活動の顧問を命じることができ、報酬や費用弁償も定められております。

なお、現在の国の制度は、部活動指導員に支払う報酬の上限が全国一律で時給千六百円と定められており、私の地元の各務原市においても、部活動指導員に対しては時給千六百円が支払われております。

一方で、現在進めている新たな地域クラブへの移行後の指導者についても謝礼が設定をされております。県内においては、地域移行後の地域クラブ指導者に対しては時給千円というものを目安にしております。

果たして、部活動指導員と地域クラブ指導者の違いは何でしょうかと思います。部活動を指導していた方からすると、特に熱心な方は学校長から委嘱を受けて部活動指導員として活動をしています。それを地域移行して、部活動指導員から地域クラブ指導者になると金額が千六百円から千円に引き下がってしまうことが発生します。これまでとやることは同じ内容で、もしくは役割や責任は重くなっても報酬は下がってしまうという逆転現象が起きています。

さらに、最低賃金の引上げにも伴い、最低賃金すら下回っている状況であり、この状況では地域クラブ指導者の報酬が地域クラブへの移行の支障となりにかねない状況だと思えます。

今後、さらに指導者不足が続くと考えた場合、県として示した地域クラブ指導者への謝金は、部活動指導員

の千六百元を上回っても、下回るような水準ではいけないと思います。

なお、直近十一月末のニュースにおいて、熊本県熊本市が部活動を地域移行せず、学校で継続するという方針を出しました。現在はこの熊本市、教員が指導に当たっていますが、指導者を募って報酬を支払うと。この指導者への報酬は、顧問については時給千六百元ということを規定しております、今ある部活動指導員の千六百元というものが、やはり一つ、部活動の指導者に対する報酬としては定着していくのではないかと思っております。

そうした中で、これから安定的な指導者の確保をするために、今後国としても、現在いろいろな制度を検討しておりますけれども、国からの補助金でずとか指導者の報酬というものも検討されていると思いますが、ぜひとも岐阜県として、指導者への報酬体系の見直しを提言すべきだと考えております。大学生などの若者をこうしたクラブの指導者に巻き込むためにも、報酬の水準についてはしっかりと議論すべきだと思います。

そこで、教育長にお伺いします。

令和七年度中に休日部活動の地域移行が完了するスケジュールで動いている中で、部活動指導員と地域クラブ指導者の報酬待遇の差が地域移行のハードルとなる可能性があると考えます。部活動の地域移行に係る地域クラブ指導者への報酬額について、部活動指導員の水準と遜色ないものと設定すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

地域の指導者は、お金ではなく情熱を傾けて指導してくれる方しかないと思いますが、同じ内容で金額が下がるのは普通に考えておかしいと思います。地域移行は、あくまでも文部科学省をはじめとした学校側発の施策であるはずで、岐阜県としてはしっかりと地域移行に関するコストを国も含めた行政として検討すべきだ

と思います。

地域移行の受皿となる人材がどんどん減っていく中で、少なくとも報酬の面は現状より下げる選択肢はないと思います。ぜひとも、岐阜県として国に働きかけるとともに、地域の部活動の火を消さないような努力を続けてほしいと思います。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○議長（水野正敏君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 部活動の地域移行に係る地域クラブ指導者への報酬額についてお答えをします。

まず、現在の教員の部活動手当は、国負担により、平成三十一年度からは部活動ガイドラインで定められた活動時間である一日三時間を上限に一時間九百円が休日に限り支給されています。また、議員から御紹介のあった教員の働き方改革のために、平成二十九年より外部人材として導入された部活動指導員の手当は市町村でその金額を定めており、その多くが一時間千六百円で、その費用は国・県・市町村が負担しております。

一方、地域クラブ指導者の謝金は、令和五年度から七年度の三年間実施されている国の実証事業を活用しておりますが、今年度は将来的に持続可能となる体制を整備するため、市町村ごとの実情に合わせて、国、市町村、保護者の負担割合を含めて検証していることから、その額は市町村によって異なっているのが現状です。

今後は、他県に比べ地域移行が進む本県の担当課長が都道府県の代表として参加する国のワーキンググループにおいて、本県の実情と課題を踏まえた提言を行うことで、謝金の額や運営に関わる費用負担の在り方等に

ついて積極的に議論に関わつてまいります。

+++++

○議長（水野正敏君） しばらく休憩いたします。

午後零時一分休憩

+++++

午後一時再開

○副議長（伊藤秀光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（伊藤秀光君） 引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。四十五番 尾藤義昭君。

〔四十五番 尾藤義昭君登壇〕（拍手）

○四十五番（尾藤義昭君） 通告に従いまして、二十年の歩みを踏まえた知事からの贈る言葉についてお尋ねをいたします。

去る八月八日に、知事が次回の知事選挙への不出馬を表明され、多くの県民の皆さんもさぞや驚かれたと思います。二十年間という長きにわたり、岐阜県政を牽引されてきた知事の功績は誠に大なるものがあり、県民を代表して改めて心から感謝を申し上げます。

今回の議会が知事にとって最後の議会となると思いますので、今日までの長きにわたり県民のことを思い、一緒に活動をさせていただいたことを少し振り返ってみたいと思います。

今から二十年前、当時、自民党岐阜県連幹事長の猫田議員が、知事選に出られる前の古田知事にお会いされました。私が猫田議員に、古田さんほどのような方でしたかとお尋ねしましたら、極めて優秀、有能な方で総理大臣秘書官も経験され、知事には最もふさわしい人ではないかとお話をされました。その後、平成十七年二月に知事に就任され、直ちに取りかかられた政策総点検は大変な努力をされました。ほかにも不正資金問題の処理、県財政の立て直しなど厳しい状況でありましたが、知事自ら自身の給与を抑制するなど身を切る思いをしながら、県政の信頼回復に努めてこられました。

そうした中、知事は、平成十八年の全国植樹祭をはじめとした全国育樹祭、国民体育大会、全国豊かな海づくり大会、そして先日まで開催されてきました国民文化祭など、数多くの皇室行事を見事に成功裏で終えられ、私も含め、多くの県民の皆さんの心にもすばらしい思い出が残されたと思います。これほどの皇室行事をこなされた知事は、今の全国知事会を見てもお見えになる方はなく、大変大きな功績だと私は思っております。

特に、私にとっても忘れることのできない思い出となった皇室行事が、天皇后陛下をお迎えして、平成二十二年六月に開催されました第三十回全国豊かな海づくり大会であります。

それまでの全国豊かな海づくり大会は、海のある県での開催でありましたが、全国で初めての海がない岐阜

県で開催する画期的な大会として、どのような形で開催されるのか、非常に心配しつつも楽しみにしていた行事でした。

大会では、未来を担う子供たちが、県土の八割を占める豊かな森が川を育み、その清流が豊かな海につながり、この貴い水の循環の中で私たちが生かされていることを語り、森・川・海が一体となった自然環境保全の大切さ、古田県政の代名詞である「清流の国ぎふ」を全国に向けアピールされました。

この大会の開催に当たり、「水を守る」「水を活かす」「水を伝える」、そうした取組に、県内外から三十万人を超える企業や各種団体の皆さんに参加をいただくなど、大変すばらしい大会で、特に視察に来られていた鳥取県知事が、とても私どもではできないのではないかとびっくりされていたのを今でも覚えております。

当時、私は関市長として、関市で開催された式典や県の魚アユの稚魚放流、天皇后両陛下や県内外の大会参加者に対する歓迎行事の実施など、知事と共に参加することができました。特に皇后様は、知事さんとお呼びになるのではなく、親しみを込められた古田さんとお呼びになっておられたことが、いまだに脳裏に焼きついています。

また、印象に残っていますのが鵜飼いの実演であります。鵜飼いは本来夜に行っておりますが、当日は特別に昼に鵜飼いが開催されることになりました。どんな状況になるのかと大変心配しましたが、天気も手伝い、参加者の皆様方が感動されていたことは今も鮮明に思い出せる光景であり、私にとっても忘れられない大切な思い出となっております。

スポーツ面におきましては、アジアの三十五の国と地域から若きアスリートの参加の下、第十八回アジアジュニア陸上競技選手権大会を開催されました。

また、最近の思い出になりますが、ちょうど一年前の令和五年十二月の岐阜県議会第五回定例会において、私が全国都道府県議会議長会自治功労者表彰伝達並びに議員在職二十五年以上の永年在職者表彰を頂き、その際に、知事から控室で特別感謝状を別途頂きました。特別感謝状を頂いたときに、長い間御苦労さまでした、これからもぜひとも県政発展のため御尽力をお願いしますという大変温かい励ましのお言葉を頂き、身に余るお言葉で光栄でありました。そして、より一層県政のために頑張っていこうと決意も新たにすることもよい思い出となりました。

ほかに、知事が就任されてからの二十年間で、関市内を襲った津保川を中心とした豪雨災害等の自然災害、あるいは鳥インフルエンザや豚熱といった家畜伝染病や新型コロナウイルス感染症など、様々な危機事案が起きました。

また、名神高速道路での大雪対策など、その危機事案に対し、知事自らがリーダーシップを執り、オール岐阜で危機事案を乗り越えてこられたことで、県民の皆さんが安心して暮らすことができる今の岐阜県があると思います。

今年発生しました能登半島地震の対応におきましても、発生したのが一月一日の午後四時十分と元日に発生した地震であり、知事をはじめ職員の皆様も一部の方を除き、登庁はされておられませんでした。お正月であり、親族の集まりや旅行中など遠方におられる方も見えたと思いますが、危機事案としてオール県庁で速やかな対応がなされました。

その後も、石川県の中能登町や輪島市の支援等も行い、大勢の職員の方が被災地まで駆けつけ、復旧作業に当たられ、同時に県の危機管理体制の再確認や県民への情報提供、啓発活動も行うなど、多くの取組をなされ

ました。

県職員の皆様の使命感を持つて危機管理事案に取り組まれる姿には、深く頭が下がりますし、知事と一緒に県政を支える皆様を頼もしく感じ、知事が二十年かけてやってこられた県政運営の成果だと私は感じております。

しかし、この二十年の間に、私は議員として県政を考えたとき、知事に大変失礼な意見を申し上げたこともありました。さぞや御気分を悪くされたことであろうかと思いますが、そうした言葉も県政を思えばこそと発言をしたことであります。

このように、知事の二十年間の歩みを振り返りますと、とても語り尽くせない出来事がたくさんありますが、その中には楽しいことだけではなく、苦しいこともあつたと思います。そのたくさんの出来事は、知事のお力により乗り越えてこられた面ももちろんありますが、それに加えて、職員の皆さんと力を合わせて一緒に乗り越えてこられたのではないのでしょうか。

いずれにいたしましても、来年一月には知事選挙がございます。この後、誰が新しい知事に就任されるのか分かりませんが、五期二十年という重責を担った知事の御経験を踏まえ、新知事にはどのようなお言葉を贈られるのでしょうか。

また、この二十年間、苦楽を共にされた職員の皆様へどのようなお言葉を贈られるのか、二点お尋ねをいたします。

こうした議場での会話も最後となり、名残は尽きませんが、かつて私が英国を訪問し、マーガレット・サッチャー女史にお会いしたとき、サッチャー女史は、正しいと思つたことを貫く信念こそ国民を守ると発言され

ました。こうした信念を持って改革を進め、イギリスをよみがえらせたことで、サッチャー女史は世界から評される偉大な政治家となれました。このサッチャー女史のお言葉を一つの参考として、これからも大所高所から岐阜県民を守っていただきたいと思ひます。

二十年間の長きにわたり、本当にお疲れさまでした。これからもすばらしい人生を送っていただき、知事の幸多からんことをお祈りしつつ、私の質問を終わらせていただきます。

(拍手)

○副議長(伊藤秀光君) 知事 古田 肇君。

(知事 古田 肇君登壇)

○知事(古田 肇君) 大変心の籠もった振り返りと過分なお言葉をありがとうございます。

思い起こしますと、平成十七年の二月に、最初に足を踏み入れた議会で議事録を見えますと、ふるさと岐阜県の発展のために全身全霊で打ち込んでいきますとやや気負った発言をしておりました。それからはや二十一年がたつわけがありますが、この間、尾藤議員には、全国豊かな海づくり大会をはじめとして様々な場面で御一緒し、多くの忘れ難い思い出を頂きました。改めて心より感謝申し上げます。

議員からは、来年一月の知事選挙についてお話がございました。今後、投票日まで一か月半というところでありますけれども、最終的にどのような候補者が名のりを上げられ、どういった政策を訴えられるのか、私なりにしっかりと見守っていきたいと思っております。

現時点で、私から特にお伝えできるような言葉は持ち合わせておりませんが、あえて申し上げるとすれば、知事は、県民の皆様一人一人によって選挙で選ばれる立場にあります。この県民の皆様からの負託にしっかりと

応えて、ただひたすらに県民の皆様のご幸、県政発展のために御尽力をいただきたいというふうにお思っております。

次に、県職員へ贈る言葉ということでお尋ねがございました。

数えてみますと、この二十一年間で一人を超えて県職員の皆さんと一緒に知恵を出し合い、議論を重ね、共に汗をかくてきたということでございます。

就任早々の政策総点検に始まりまして、多くの処分者を出した不正資金問題、定員削減、臨時的給与抑制など、かつてない厳しい行財政改革の道を共に歩んでまいりました。

また、地震や風水害、鳥インフルエンザ、豚熱、新型コロナウイルスと続いた感染症など、次々に発生する困難かつ厳しい危機事案には、時々刻々の対応に誤りなきを期して、オール県庁一丸となつて取り組んでまいりました。皆さんのその姿に心を揺さぶられたのは、決して私だけではありません。例えば、苛酷な環境下で県職員が献身的かつ迅速に豚熱の防疫作業を行ったことに対しては、自衛隊幹部から絶賛の声が上がっております。さらに、新型コロナウイルス感染症の対応に当たっては、従事している職員が新聞記者から担当する職務を聞かれた際に、命を守る仕事をしていますと、この一大事に燃えない行政マンはいないと答えたというエピソードもございました。このやり取りは、当該記者の方御自身が感動してコラムに掲載しておられます。

しかも、このような非常事態に人員を割かれても、各部署の行政運営や県民の皆様に対する通常の行政サービスには支障を来すことがないということ、しっかりと努めていただきました。私も一段落したときのメッセージで、コロナの最前線で闘う職員もヒーローであると同時に、コロナに職員を取られた後の職場をきっちりと支える職員もヒーローであると、全ての職員がヒーローであるということでお礼を申し上げたわけ

であります。

改めて、こうした職員の皆さんを誇りに思うとともに、二十年間県政を支えていただいたことに深く感謝しておる次第でございます。

翻つて、行政最大の責務は、申すまでもなく県民の生命と生活を守ることであります。先ほどの例は、まさに県民のお役に立てるという公務員の仕事の魅力、やりがいを職員が感じた瞬間ではないかというふうにも思っております。公務員となった初心を忘れず、自らの職務に向き合い、考え、実行していく、こうした姿勢をこれからも続けていってほしいと思っております。

また、時々刻々と変化する時代の最先端で新しい政策をつくっていくこと、これも公務員の大きなやりがいであります。時代のニーズを的確に把握し、県民の皆様の声を聞き、創造力を大いに発揮していただきたいと思っております。

そして、当然のことながら、健康には十分留意し、明るく職務に取り組まれることを祈念しております。これを職員に贈る言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（伊藤秀光君） 二十二番 広瀬 修君。

〔二十二番 広瀬 修君登壇〕（拍手）

○二十二番（広瀬 修君） それでは、通告に従いまして、今回は大きく分けて二項目、県の健康づくりに関する取組と県内企業の活力を創出するための取組について、先ほどの尾藤議員と同じように気合を入れてお伺いをさせていただこうというふうに考えております。

といつても、いつも気合を入れて真剣に聞いているんですけども、なかなかいい答弁が来ない部分があ

りまして、そんなこともありますけれども、いつもこうして議会質問をさせていただくと、もちろん皆様方も御存じのとおり中継をされているわけです。御覧になられている方が、広瀬さんかみかみやったねとか、滑舌、あんた本当に悪いねとかよく言われるんですけれども、自分としてはいつも完璧やと思ってるんですけども、皆様方どう思われるでしょうか。——笑われているということは、早うやれということですので、今回も気合を入れて、滑舌よくはきはきと頑張っていきたいというふうに思います。

それでは、まず初めに、県の健康づくりに関する取組についてを二点お伺いさせていただきます。

我が国において、高齢化から超高齢化と言われて随分長くなります。この超高齢化は今後三十年ほどは続くと言われ、当然のことながら、それに伴って福祉に関する費用も増え続けることが予測されています。分かりやすいところでいえば、介護保険給付費の増大ではないかと思えます。

データとして、少し古いものになってしましますが、二〇〇一年度から二〇一八年度における都道府県別の介護保険給付費の増加率を見ると、まずは低い順に、沖縄県が三・八％、高知県一五・七％、福岡県一九・九％となっております。一方、高い順は、福島県九一・八％、山梨県七一・六％、茨城県六八・八％、そして、我が岐阜県はといたしますと六四・五％となっております、悪いほうから数えて六番目というところであります。そのようなことから、健康寿命を延ばすということへの取組を岐阜県だけでなく国も行っているところであり、一つの考え方として介護予防があります。

介護になったとしても、初期段階から様々な段階があるわけですが、介護予防の取組により、介護の状態の悪化を止めたり改善したりということがあるわけで、さらなる取組の強化が必要だと私は感じています。

少し話は変わりますが、現在私は五十四歳です。よく人生の諸先輩方から、五十を過ぎると一気に体のいろ

いろなところがたがくる、さらには六十を過ぎるともつとひどくなるよと言われます。そのことが五十四歳になつてよく分かります。最近になつて肩や首が痛いとか、階段の上り下りのとき膝が痛いなどの症状が出始めたからです。もう少し若いときに軽い運動やストレッチなどをしていたらいいなあという後悔があります。

こうお話しすると、まだ序の口やと言われるかもしれないませんが、健康寿命を延ばすということは、若くして、まだ健康なときからの意識づけが大変重要なことであり、年齢を重ねても若くて健康な状態を保つことが健康寿命を延ばすことになり、結果として介護保険給付費を減らすことにつながります。

そこで、健康福祉部長にお尋ねします。

一点目として、介護保険料の上昇を抑える、すなわち介護保険給付費を減らすためには、介護を必要としないう元気な方が増えることが重要です。そのためには、四十代頃から健康づくりに取り組んでいく必要があることを啓発すべきと思いますが、どのように取り組んでいかれるかお伺いいたします。

もう一つの大きな課題でもありますが、介護保険給付費にも大きく影響を与える認知症に対する取組についてもお伺いしたいと思います。

毎日のように、私の携帯にも〇〇歳の男性や女性の方が行方不明ですというメールが届きます。皆様のところにもよく届くかなあというふうには考えておりますが、高齢化で認知症の方が増加することは避けられないことです。とはいえ、もちろん放っておくわけにはいかないわけで、政府は、誰しもが認知症になり得ることを前提として、認知症になつても支えられるだけでなく、希望を持つて生きられる社会を実現するという新しい認知症観に立った取組を推進するための基本計画をまとめました。重点目標として、国民の理解、本人の意思尊重、地域で安心して暮らす、新たな知見・技術の活用の四つが上げられ、取組の実施状況だけでなく、効

果を評価するための指標も新たに設け、立案の見直しも行っていくとしています。

今年九月に、県庁の二十階会議室で開催された岐阜県認知症講演会・認知症希望大使委嘱式に出席させていただきました。講演会の中で、認知症の方を含めた共生社会の実現に必要なものは何かや、認知症の当事者の人が楽しく暮らすための日常生活での工夫や、住み慣れた地域で暮らし続けていくために地域はどのように変わっていかねばよいかをお聞きし、私自身の考えの幅を広げることができました。また、認知症希望大使に任命された方の言葉を聞き、笑顔に触れ、事業の大きな意義を感じることもできました。

第九期岐阜県高齢者安心計画の中には、自立支援、介護予防・重症化予防の推進があり、さらに要介護状態等になることの予防において、現状と課題として介護予防の推進が重要と書いています。

しかし、私の個人的な感覚として、県としてはしっかり計画に組み込まれているが、県内の市町村によって取組に差があり、ばらばらではないかと感じています。もちろん理由として予算的な問題もあると思われるので、だからこそ、まずは県として認知症予防の取組の効果検証をして、結果をもって市町村へ周知していったらどうかとも考えます。

先ほどお話しした新しい認知症観を基にした国の基本計画の中にも、予防の取組が明記され、誰しもが科学的知見に基づく予防に取り組むことができるように、科学的な知見を蓄積するとしています。

このような点において、県としても国へ任せているだけではなく、県独自で認知症予防の取組をし、検証をしていく必要があると私は考えます。

一つの考え方として、民間で取り組まれている団体など幾つか選考して、その取組の効果を検証していったらどうかと考えます。エビデンスを持って活動している団体などあれば分かりやすいでしょうし、レクリエー

シヨンから検証してみてもいいかもしれません。私が会長を務めている岐阜市モルック協会にお話しただければ、いつでもどれだけでも御協力をさせていただきます。

健康状態を保つために、県のお金をちゃんと使っていくという考えに大きくシフトをしてみることも必要だと思います。

そこで細かく二点目、健康福祉部長にお尋ねいたします。

県として、民間団体等が行っている認知症予防に関する取組の検証を行い、よい結果が出たものを市町村に周知していくということについてのお考えをお伺いいたします。

次に、大きく分けて二つ目の項目、県内企業の活力を創出するための取組について、三点お伺いします。

スタートアップとベンチャーの違いを改めて調べてみました。スタートアップは、革新的なアイデアで新たな価値を創造することを目指し、高い技術力と即戦力を持つ従業員を積極的に採用し、急速な成長を目指しているため短期間で大きな成長を遂げることがあります。一方で、ベンチャーは、既存のビジネスモデルをベースに独自の手法で新しい分野に進出し、比較的安定した成長が見込めますが、成長スピード自体は緩やかというものでした。一昔前であればベンチャーという言葉はよく耳にしましたが、今はスタートアップという言葉に変わっています。

岐阜県においては、公益財団法人ソフトピアジャパンやソフトピアセンター、岐阜県産業経済振興センター、テクノプラザなど、県内企業の育成・支援をしている拠点が幾つかあり、スタートアップの発掘や支援にも取り組まれているとお聞きしております。

また、民間においては、NOBINAGAキャピタルビルディング、INNOVATOR'S VILLAGE、TAKIBI&Co.、OKB SCLAMP

Neo work-Gifu)といったスタートアップ支援拠点があります。これらのたくさんある拠点をつなげ、岐阜県の活力としていくのかという点については、岐阜県のかじ取りが大きく影響してくるのではと私は考えます。既存の県内企業が持っている技術やノウハウと、スタートアップが持つ新しい技術やアイデアが結びつき新たな価値が創造できる、いわゆるオープンイノベーションは、お互いにとっても、岐阜県にとっても、非常に大きな成長をもたらすこととなります。

ただ、全国各地で現在岐阜県のような取組がなされているため、スタートアップの卵の取り合いになっていると聞いたことがあります。

県内には航空・宇宙産業の拠点が各務原市を中心としてあります。午前中の平野祐也議員の質問にもありましたけれども、宇宙産業に関しては今後大きく成長すると言われております。ですが、私の知る限りでは、県内に宇宙産業に携わっているスタートアップという点では、ないような気がしております。航空産業はあると思いますが。

そこで細かく一点目、商工労働部長にお伺いいたします。

県内既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションに関する取組の現状と今後の方向性について、お伺いいたします。

ちよつと話は違いますけど、ちなみに私は、一般財団法人岐阜ビジネスフューチャーズのメンバーとして活動しておりますが、この岐阜ビジネスフューチャーズの設立の目的としては、真剣に経営者・起業家としての成長を望む若者を支援し、県から日本全国、そして世界へと羽ばたくための支援を行うこととしております。ぜひとも御活用いただけたらというふうに思っております。

このように関わらせていただいていると、いろいろなお話をお聞きすることがあります。

ソフトピアジャパンでお世話になり、県内に拠点を構えたのですが、なかなか売上げを上げることができないので拠点を県外に移します、もう少し県から仕事の発注があるかなあと思っていたのですがとか、別の県内に拠点を構える方は、今年愛知県にできたステーションA iに岐阜から拠点を移します、岐阜県にはたくさんいいメニューがあるんですが……、と言われます。

その言葉の先にある思いというのは何なのでしょうか。よい支援メニューはあるが使いづらいついか、複雑過ぎるとか、申し込む期間が短過ぎるためとか、そもそも窓口が多過ぎて分かりづらいなどかもしれません。

そこで細かく二点目、商工労働部長にお伺いします。

ソフトピアジャパンをはじめとして、県内に拠点を構えたにもかかわらず、県内の創業間もない企業が県外へ出ていくという事例を申し上げましたが、県内の創業間もない企業の県外移転に対する課題認識と、またその課題に対してどのように取り組んでいけるのか、お伺いいたします。

最後に、内閣府において、本年六月に策定された女性活躍・男女共同参画の方針二〇二四には、一、企業等における女性活躍の一層の推進、二、女性の所得向上、経済的自立に向けた取組の一層の推進、三、個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現、そして四、女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化の四つの柱に沿って、持続的で広がりのある取組の推進を目指すものが具体的に書かれ、それを実行していくものとしています。

御承知のとおり、県内企業のうち大多数が中小企業・小規模事業者です。

先日、ある企業で「ママの言い分、パパの言い分を聞く場」が開催されました。その中で、例えばごみ出し

一つ取ってみても、パパはごみ袋に入ったごみを出すだけという認識をしている一方で、ママはというと、家の中のごみを分別し、分別したごみを決められた日に出すのがごみ出しであるという認識の差があるという資料を頂きました。私はなるほどと思いましたが、現在はお互いに尊重し合い、会話を増やし、そして共に生きていくということが求められているのかなあと感じ、それを具現化するための方策の一つが女性の活躍であり、男女共同参画であると改めて考えています。

その点において言えば、岐阜県において岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定制度があります。しかし、厳しいことを言うかもしれませんが、認定した後はどうなっているのか。ワーク・ライフ・バランスの取組を進めることで、企業のイメージアップ、優秀な人材の確保・定着、従業員の意識向上、業務の効率化のメリットがあると言われているが、果たして現状はイメージどおりに進んでいるのか。もちろん企業側の姿勢によるところもあるかと思いますが、私としては、どうなんだろうというふうに感じております。間違っていたら申し訳ありませんが。

国の補助金に合わせて、県が事業者負担の一部を補助するといった事例は、商工労働施策では商工労働部、農業施策では農政部、建築施策であれば都市建築部などがあると聞いています。

一方で、女性の活躍や男女共同参画といった面での補助や助成は少ないように思います。助成制度を例に挙げましたが、女性の活躍・男女共同参画に取り組んでいただけけるよう、県としても企業に働きかけを行っていくことが重要だと思えます。

また、仕事や家事・育児等に男女がともに参画できる環境づくりは、お互いに対する理解も必要と考えています。

そこで細かく三点目、子ども・女性局長にお伺いします。

国では、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業への助成金があり、また県では、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業への優遇措置がありますが、女性の活躍・男女共同参画といった面で企業への支援を今後どのように取り組んでいくのか。また、家庭において、男性も女性もお互いを理解した上で、仕事や家事・育児等に参画できる環境づくりに県としてどのように取り組むのか、お伺いをさせていただきます。

最後になりますけれども、古田 肇知事におかれましては、二十年間、本当に岐阜県のトップランナーとして、あるいは場合によってはトップセールスマンとして、本当に御尽力を賜りましてありがとうございます。これから先も岐阜県、そして岐阜県民のために、違った立場になるかもしれませんが、さらに御尽力を賜りますことをお願い申し上げます。私の質問とさせていただきます。御清聴いただき、誠にありがとうございます。

(拍手)

○副議長（伊藤秀光君） 健康福祉部長 丹藤昌治君。

〔健康福祉部長 丹藤昌治君登壇〕

○健康福祉部長（丹藤昌治君） 県の健康づくりに関する取組について、二点お尋ねがありました。

初めに、四十代頃からの健康づくりに関する啓発についてお答えをいたします。

まず、四十歳以上の方は、生活習慣病リスクを早期に発見する特定健診の対象となっており、そこで生活習慣の改善が必要と判定された方には、特定保健指導が行われることになっております。

その上で、県においても「ヘルスプランぎふ21」に基づき、生涯を通じた健康づくりに取り組む中で、働

き盛り世代にも焦点を当てて方針を定め、施策を行っています。

具体的には、生活習慣の改善として、自主的な健康づくりを後押しする清流の国ぎふ健康・スポーツポイント事業を実施し、これまで延べ四万八千人以上の方に参加いただいております。

また、健康づくりに前向きな企業と協働し、野菜摂取や減塩に関するイベントを開催しているほか、従業員の健康づくりに取り組む千五百五十二社の企業を清流の国ぎふ健康経営宣言企業として登録、公表するとともに、取組の好事例を紹介しています。

さらに、たばこ対策についても、県民向けセミナーやSNSでの情報発信に加え、県内二百九十三の禁煙外来の紹介や、各保健所への受動喫煙防止の相談窓口の設置などを行っており、こうした取組により、県民の健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、民間団体等の認知症予防に関する取組の効果検証と市町村への周知についてお答えをいたします。

世界保健機構の認知症に関するガイドラインでは、不活発なライフスタイルや不健康な食事などの生活習慣が、認知機能の低下や認知症の発症と関連することが示されています。

県では、市町村や介護事業者に向け、こうした生活習慣を改善するための対応マニュアルを作成しているほか、市町村の介護予防事業の好事例を取りまとめ、共有を図るなどの支援を行っております。

一方で、昨年三月、認知症に関連する六つの学会が共同で作成した提言では、認知症予防に関する民間サービスの開発・展開に当たっては、事業者において、その効果を検証するための正しい方法を知った上で実施することが重要であると、その旨が示されました。

このため、県としては、本提言を踏まえた民間の認知症予防に関する取組を注視するとともに、効果的とさ

れた取組について市町村に周知してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 商工労働部長 兼松伸和君。

〔商工労働部長 兼松伸和君登壇〕

○商工労働部長（兼松伸和君） 県内企業の活力を創出するための取組について、二点御質問をいただきました。

まず、県内既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションに関する取組の現状と今後の方向性についてお答えします。

既存企業の技術力とスタートアップの革新性との連携、いわゆるオープンイノベーションは双方に成長をもたすため、今後のスタートアップ政策の重要な柱にしたいと考えております。これまでもマッチングや交流会を行ってきましたが、今年度は岐阜地域以外の二地域でも交流会を行うなど、取組を拡大しているところでございます。

そうした中、県内企業のスタートアップへの関心が高くなってきたことを私どもも実感しております。しかし、依然としてスタートアップを知る機会が少ない、連携ノウハウが分からないといった意見も多く聞いております。今後は既存企業の裾野拡大が重要だと考えております。そのため、今後はまず、例えばソフトウェアパンでのDX関連のスタートアップと既存企業の交流会など、新たなテーマや場所で、連携の機会拡大をしっかりと図ってまいります。次に、新たにオープンイノベーションに必要な知識や体制準備といった連携ノウハウの習得に特化したセミナーなど、研修の拡大も図ってまいります。

次に、創業間もない企業の県外移転に対する課題認識と解決に向けた取組についてお答えいたします。ソフトピアのインキュベーション施設の事例を紹介しますと、この五年間に県外へ転出した企業は十五社ご

ございます。その理由を確認しますと、主な取引先が県外にあるなど、各企業の事情により要因は多岐にわたります。まして、特定の課題は確認できません。

他方、充実した環境やサポート体制など魅力を感じまして、新たに十九社が県外から入居をしております。現在の入居数は、五年前から九社増え六十六社、入居率は八割に上っています。また、その八割が売上げを伸ばすなど、着実に成長しております。これは、入居企業に対する事業計画策定から経営指導、それから取引先開拓のマッチングなど、一貫した伴走型支援が寄与しているものと私どもは受け止めています。

今後スタートアップ支援コンソーシアムをはじめ、様々な支援組織の連携を強化し、経営面、技術面など企業の多種多様な課題に迅速に対応することで、しっかりと事業継続を支援し、県外転出を防いでまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 子ども・女性局長 堀 智考君。

〔健康福祉部子ども・女性局長 堀 智考君登壇〕

○健康福祉部子ども・女性局長（堀 智考君） 女性の活躍・男女共同参画に取り組む企業への支援及び男女がともに仕事や家事・育児等に参画できる環境づくりについてお答えいたします。

エクセレント企業には、パートタイマーから正社員への転換制度を導入したり、女性が少ない業種においても積極的に女性社員を採用するなど、女性の活躍や男女共同参画に向けた様々な事例があります。県では、こうした取組を事例集等を通じて広く企業に紹介しております。

また、女性活躍に前向きな企業には、女性の登用を支援するアドバイザーやキャリア形成に関する研修講師を派遣しております。今年度は、新たに製造業や建設業などの四業種で、女性の活躍の優良事例を紹介するセミナーや、女性は事務職、男性は営業職に配属といった無意識の思い込みの解消を目指すセミナーを開催して

おります。今後は、県内の経済団体とも連携しながら取組を推進してまいります。

一方、夫婦間の家事・育児等の分担については、スマートフォン等で見える化するツールを制作したほか、仕事と家庭の両立に悩む夫婦を対象に、心構えやノウハウを伝えるオンライン講座を開講しており、引き続き家庭の側面からも取組を強化してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 二十二番 広瀬 修君。

〔二十二番 広瀬 修君登壇〕

○二十二番（広瀬 修君） それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

健康福祉部長に、再度一点質問をさせていただきます。

先ほどの御答弁の中で、事業者が主体となって認知症予防とかということに関しての検証していくということが示されていますということか、市町村が行っている取組について、効果的と思われるものについて周知していますという話でしたけれども、私としては、まず県として、そういったものを取組の検証してはどうかという、先ほどの質問と御提案をさせていただいたつもりです。

介護保険の支給限度額というものがありまして、例えば要介護二の場合、支給限度額が十九万七千五百円で、これを一割負担の場合で計算してみますと、一人当たり百八十一万六千二百円かかるところが、これが一つ段階がよくなって要介護一と要支援二となった場合、支給限度額が十万五千三百十円と、これも一割負担の場合、百十三万七千三百四十八円となり、差引きをすれば六十七万三千二百七十二円という形になります。一人当たりこうした形で減額になっていくわけであって、これが十人、百人と増えていけば、すごい将来的に減額になるということも予想されます。なかなかエビデンスとかがないという形で、やりにくい部分がある

というのはよく分かりますけれども、国の方針や方策を待っていては、私は遅いというふうに考えております。ですので、先ほども申しましたとおり、質問ですけれども、まず県として取組をして検証をしていくということについて、どう考えているのかをお伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤秀光君） 健康福祉部長 丹藤昌治君。

〔健康福祉部長 丹藤昌治君登壇〕

○健康福祉部長（丹藤昌治君） 改めて、民間団体等の認知症予防に関する取組の効果検証と市町村への周知について、お尋ねをいただきました。

先ほど御紹介いたしました認知症に関連する六つの学会の提言にもありますとおり、まずは、その当該取組の提供者が効果を検証すべきものであると考えておりますが、その効果検証の評価の在り方につきましては、専門機関において、十分な科学的知見に基づいた研究を行う必要があると考えております。県で実施するものではないと考えております。県としては、その効果的とされた取組について、市町村に周知を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（伊藤秀光君） 九番 山内房壽君。

〔九番 山内房壽君登壇〕（拍手）

○九番（山内房壽君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、二項目、三点について質問をします。まず第一項目めとして、東濃四市及び下呂市で行われております岐阜県自動運転社会実装推進調査事業についてお尋ねします。

初めに、自動運転とは何かについて、改めて触れさせていただきます。

自動運転とは、ドライバーによる操作や操縦を必要とせずに、自動的に車が走行・停止などを行う技術のことで、国土交通省では、自動運転を、運転者ではなくシステムが、運転操作に関わる認知、予測、判断、操作の全てを代替して行い、車両を自動で走らせることと定義しており、自動運転の技術は、かねてからゆりかもめやポータライナーなどの鉄道や、航空機のオートパイロットシステムなどに導入されています。

自動運転レベルの定義は複数存在しますが、最も世界で普及しているのがアメリカのSAE Internationalの規格で、レベルゼロからレベル五までの六段階で区分されています。

レベルゼロは運転自動化なし。

レベル一は運転支援、運転補助機能が搭載された車のことで、人間が主体となつて運転を行わなければいけません。

レベル二は、部分運転自動化、部分的に運転が自動化された車を指しています。アクセルやブレーキ操作による加速・減速の制御とハンドル操作による左右の制御のどちらも搭載され、一定の条件下で、ドライバーがステアリングから手を離して運転できるものです。

レベル三は、条件付運転自動化、特定の条件下でシステムが全ての運転操作を行う車を指し、運転の主体がドライバーからシステム側に変わる点で、レベルゼロからレベル二とは大きく異なりますが、緊急時にはドライバーが運転操作を引き継ぐ必要があります。

レベル四は、高度運転自動化、特定の条件下においてシステムが全ての運転タスクを行う車を指し、ドライバーが介入することが不要で、緊急時にはシステムが判断し、安全に車両を停止させます。ただし、レベル四の自動運転車が走行する条件は限定されており、条件外では人間が運転を行わなければなりません。

レベル五是、完全運転自動化、どのような道路の種類、天候、場所であっても、システムが自律的に全てを運転する車を指し、まさに自動運転の最高到達点と言えます。

日本国内では、二〇二四年現在、自動運転車として市販されている車種の多くは、レベル二の部分運転自動化にまで達しており、一部の車種では、レベル三に該当する条件付運転自動化の技術も導入されています。さらに、レベル四の高度運転自動化の実装に向けた進展も見られる状況です。

とはいえ、現段階では主に運転するのはあくまでも人間であり、自動運転機能は人間の運転を補助する機能にとどまっています。

しかし、その一方で、自動運転を取り巻く技術は着実に向上してきていることから、近い将来、完全に自動運転により運行される基幹的バスが実装された社会が到来するのではないかと期待が高まっております。

こうした自動運転が検討される背景には、少子高齢化、人口減少が進む中で、ドライバーの高齢化、人手不足が深刻化し、地域住民の足である地域公共交通の維持が困難な地域が出てきているという現状があります。これは、何も中山間地などの条件不利地域に限った話ではなく、大都市圏でも同様です。

このように、公共交通が整備されていない地域の拡大に伴い、高齢ドライバーによる事故の発生や、自家用車で移動ができない高齢者の増加などの課題が深刻化していく可能性があり、地域交通をどう維持していくかは全国的な課題です。

こうした流れを受け、全国各地で自動運転の実証実験が行われております。

例えば、県内では、岐阜市のGIFU HEART BUS、中津川市の付知binがあり、海津市は、観光地などの近距離での自動運転の公共交通への活用を目指し、今年度から実証運行を行ってまいります。

県外では、一昨日の十日、伊予鉄グループが四国松山市内にて、特定条件下で無人運転のできるレベル四の自動運転の路線バスを二十五日から営業運行すると発表したとの新聞報道がありました。伊予鉄グループの社長は、今回の運行を皮切りに、自動運転バスがもつと世の中に広がってほしいと発言されたとのことです。

いよいよレベル四の自動運転バスが国内で営業運行がされますので、岐阜県でも県民の安全で安心な生活の確保に向けて、ますます期待が高まっていくのではないかと思います。

県では、令和六年度から、国土交通省の補助事業を活用し、東濃地域及び下呂市における自動運転バスなどの導入に向けて、想定される課題の調査や工程表の作成などを実施するため、岐阜県自動運転社会実装推進調査事業を開始いたしました。

この事業は、東濃の多治見市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び下呂市の五市の取組を後押しするため、県と五市が共同で行うことになったものです。

現在、事業が進められているところですが、多治見市では、買物客の利用を想定した団地の外周周回、瑞浪市及び土岐市では、二〇二六年二月開院予定の公立東濃中部医療センターへの通院、恵那市では、観光客の利用を想定した路線、下呂市は、観光客と住民の双方を想定して、下呂駅から温泉街を通って下呂温泉病院までの往復と、それぞれの地域で調査対象ルートが設定されています。様々な条件下で調査を行うことにより、実装に向けた課題が明らかになるのではと期待しています。

私の地元土岐市では、本年十月に自動運転の可能性検討に関する市民アンケートが実施されたことから、自動運転バスがもうすぐに実施されるのではと複数の市民の方から問合せがありました。特定路線に限定してのアンケートではありませんが、バス定期便が減少していく中で、ほかの路線も復活できないものかと自動運転

バスに対し、期待が膨らんだことだったようです。

そこで、都市公園・交通局長にお尋ねします。

岐阜県自動運転社会実装推進調査事業の進捗及び社会実装に向けた課題と今後の方向性について、お考えをお聞かせください。

次に、二項目の大規模災害発生時の対応についての一、県営水道における大規模地震発生時の早期復旧や断水解消に向けた取組について、都市建築部長にお聞きします。

岐阜県営水道は、東濃・可茂地域七市四町の上水道用水を供給しています。

給水規模は、創設当時は六市四町の約二十八万人でしたが、約五十年経過した現在では、東濃・可茂七市四町の約五十万人の生活用水を供給するまでに至り、重要な生活インフラとなっています。

さて、本年一月一日十六時十分、能登半島にて最大震度七の大地震が発生しました。改めて、能登半島地震にて亡くなられた方、被害に遭われた方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

能登半島地震では、観測史上初めて石川県で震度七を観測するなど、非常に激しい揺れを生じ、地盤崩壊や津波、液状化などに見舞われた被災地では、最大約十四万戸が断水するなど、上下水道施設に甚大な被害が発生しました。特に、広範囲で断水や下水道管内の滞水が発生し、半島地域特有の限られた交通手段が被災したことや、悪天候による作業時間の制約などが重なり、復旧に長い期間を要したことは皆様御承知のとおりです。この地震では、石川県営水道の水道施設も被災し、水道管の破損などにより、末端にある七尾市までの約百二十キロの間で一時送水が停止しました。

一月四日までは約八割が復旧したものの、中能登町から七尾市までの約十六キロは、水道管の損傷が激し

く、全区間復旧がなされたのは二月二十二日だったと聞いています。

一方で、耐震化実施済みであった浄水場や下水処理場などでは、施設機能に重大な影響を及ぼすような被害は確認されておらず、事前防災としての施設の耐震化の効果が再確認されました。

本年八月八日には、気象庁から南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が初めて出されましたが、南海トラフ地震は三十年以内に七〇％から八〇％の確率で発生するとされ、いつ起きてもおかしくない状況です。

岐阜県が令和元年度から二年度に調査を行った南海トラフ地震及び内陸直下地震に係る生活への影響等調査では、上水道は県人口の六七％が断水の影響を受け、被災一か月後には、六％まで減少するとの報告がされています。

岐阜県営水道は、東濃・可茂地域における重要な生活インフラであり、大規模な地震が発生したとしても、地域住民に必要な水が届けられるよう強靱化を進めていきたいと思えます。

さらに、県営水道には、大規模地震などによる被災時に関係市町の水道が復旧されるまでの間、生活に必要な水道水を住民に供給するための給水支援にも取り組んでいただくことを期待しております。

そこで、都市建築部長にお尋ねします。

県営水道における大規模地震発生時の早期復旧や断水解消に向けた取組について、考えをお聞かせください。次に、二項目めの大規模災害発生時の対応についての二、発災直後に通信障害が発生した場合の県民に対する情報発信の取組について、危機管理部長にお聞きます。

私が、この情報発信についての質問をすることになった理由は、東日本大震災についての話を以前に伺っていたからです。

東日本大震災が発生した二〇一一年の秋、宮城県南三陸町出身の友人の方より、お話を伺う機会がありました。

その方は、三十キロ離れた登米市に住んでみて、大地震発生後、すぐに実家のある南三陸町志津川に向かわれたそうです。道路の被害が大きく、到着に時間がかかり、やっと峠を越えて志津川に入ると徐々に大津波の痕跡が明らかになり、語れないほど悲惨な現状だったとのことでした。

この方の実家は、地震の際に、避難警報を濁流の中で発信し続けた南三陸町の防災庁舎の近くで、津波により、実家はコンクリートの基礎だけが残っていたそうです。私も地震発生後の夏に、この地区の災害ボランティアに参加しましたが、町があつたと思われる地域に残っていたのはコンクリートの基礎だけでした。

お話を聞かせていただいた方によると、地震発生後には携帯電話が不通になり、ネットも使えなく、災害情報は何も入らない状況の中、たった一つ、車のFMラジオで流れてくる災害情報が頼りだったとお話でした。私も地震ではありませんが、災害時に携帯電話が使えなくなる状況になったことがあります。

二〇一三年に、ある県の見物人が五十万人とも言われる全国でも有名な花火大会への見学に訪れたときです。花火大会開始前の午後四時前後から雲行きが怪しくなり、雷雲が覆い始め、稲妻が走り、強い風が吹き始めてから突然の大粒の雨。打ち上げが始まる午後七時頃には雨も小降りになり、予定どおり決行されましたが、開始三十分後に再び大粒の雨が降り出し、統計を取り始めてから最大の一時間に七十四・四ミリという降雨量を記録したとのことでした。

このとき私は車の中にいましたが、雨が激しくなると中止が決定した七時半頃に、突然携帯電話がつながらなくなりました。これは、その場にいた多くの見物客が一斉に携帯電話を使用したためと思います。

そのとき、私の車はすごく広い駐車場で、非常に多くの車が止めてあったため動くことができず、豪雨により水は膝の下ぐらいまで迫ってきており、現場の情報や状況が分からず、非常に怖い思いをした経験があります。

今年発生した能登半島地震では、能登半島六市町の最大約七割から八割のエリアで通信障害が発生し、これにより、被災状況や安否不明者の迅速な把握が阻害されたほか、避難所などでも通信サービスが使えない状況が発生しました。また、停電・通信障害などによる各種防災情報の伝達が不能な事象も発生しました。

約三千本の電柱が損壊したことにより、最大約四万戸で停電が発生し、電力会社は千人規模で復旧作業に当たったものの、道路の寸断が電力・通信を含めた生活インフラの迅速な復旧を阻害し、熊本地震や東日本大震災と比較しても復旧までに長い時間がかかりました。

先ほどお話しした東日本大震災や能登半島地震での電話の不通や通信障害は、近い将来に発生すると言われる南海トラフ地震でも必ず起きると想像されます。そのときには、迅速で的確な情報発信や避難情報などで県民の大切な命を守ることが求められます。

そこで、危機管理部長にお尋ねします。

大規模災害の発生直後に、停電や設備の破損などにより通信障害が発生し、テレビやスマートフォンなどが通常どおり使用できなくなった場合でも、県民に被害状況や道路状況など、必要な情報を確実に伝えられるようなように取り組まれるのか、お聞かせください。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長（伊藤秀光君） 都市公園・交通局長 舟久保 敏君。

〔都市建築部都市公園・交通局長 舟久保 敏君登壇〕

○都市建築部都市公園・交通局長（舟久保 敏君） 岐阜県自動運転社会実装推進調査事業の進捗及び社会実装に向けた課題と今後の方向性についての御質問にお答えいたします。

県では、今回、共同で自動運転の調査事業に取り組み五市に、先行して自動運転の実証実験の取組を行っている中津川市を加えた六市や、関係省庁をメンバーとし、東濃地域自動運転特区推進プロジェクトチームを設置し、面的な自動運転の導入を推進しています。

今年度の調査事業では、各市が導入を希望する五ルートについて、これまでに地域の交通の実情を踏まえて導入の有効性を確認するとともに、導入時の運行の安全性の評価を行い、対策が必要な箇所や実車走行実験の際の確認を要する事項を整理しました。

現在は、自動運転の受入れの可能性に関する市民アンケート等を進めており、これらを踏まえて今年度中に自動運転導入に向けた年次計画や推進体制等を示したロードマップを作成する予定です。

来年度以降も、プロジェクトチームを中心に、東濃地域での自動運転の実現に取り組んでいくとともに、自動運転の導入に向けた動きを県全体に広げていくため、得られた情報や知見の共有を図ってまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 都市建築部長 藤井忠直君。

〔都市建築部長 藤井忠直君登壇〕

○都市建築部長（藤井忠直君） 県営水道における大規模地震発生時の早期復旧や断水解消に向けた取組について、お答えいたします。

県営水道の強靱化に向けた取組のうち、まず耐震化について申し上げますと、既に取水施設や浄水施設などの耐震化が完了したほか、送水管の耐震適合率は、昨年度末時点で九一％となっております。

災害時の早期復旧に向けては、関係団体や近隣水道事業者と応援協定を締結し、復旧体制を確保するとともに、破損した送水管の迅速な補修のため、資材を備蓄しております。また、断水解消に向けては、東濃・可茂の給水エリア全域でバックアップ給水が可能となるよう、今年度中には緊急時増圧ポンプ場の整備が完了する見込みです。

一方で、令和六年能登半島地震では、ライフライン途絶の長期化が問題となり、断水時における緊急的な給水対応の重要性が再認識されたところです。このため今年度、給水タンクや運搬車両を追加整備するとともに、十月には受水市町と共同で、災害時に迅速な応急給水活動ができるよう訓練を実施しました。

今後とも計画的に送水管の耐震化を進めるとともに、受水市町や関係団体との訓練を重ね、有事にはしっかりと対応してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 危機管理部長 平野孝之君。

〔危機管理部長 平野孝之君登壇〕

○危機管理部長（平野孝之君） 発災直後に通信障害が発生した場合の県民に対する情報発信の取組について、お答えをいたします。

テレビやスマートフォンなどが通常どおり使用できなくなった場合でも、可能な限り多様な手段で情報を伝達することが重要です。

そのような場合、住民に身近な市町村では、非常電源を備えた防災行政無線の活用、自治会や消防団を通じ

た声がけ、広報車による巡回広報などで情報を伝達することが想定をされます。県でも、適切な情報が住民に届くよう、防災情報通信システムにより適時市町村に情報発信するため、訓練などを通じ、連携強化を図っているところ です。

また、ラジオは停電の際にも車などで聞くことができる有効な手段であり、県ではコミュニティFMを含む県内の各放送局と協定を締結し、災害情報を優先的に放送いただく体制を確保しているところです。引き続き、定期的に有事の際の手順について確認するなど、各局と連携を深めてまいります。

さらに、通信事業者などと連携して、衛星通信「スターリンク」などの新技術を用いた通信機器を速やかに配備する体制を整えるなど、多様な手段で情報伝達できるよう取り組んでまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 六番 牧田秀憲君。

〔六番 牧田秀憲君登壇〕（拍手）

○六番（牧田秀憲君） それでは、本日最後の一般質問となりますので、いましばらくお付き合いをいただきましたと思います。

議長からお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

最初に、近年の県政世論調査結果の特徴的な傾向と県政への活用について、知事に御質問させていただきます。私自身、古田知事にあつては最初で最後の質問ではありますが、貴重な質問として、私自身思いを込めてさせていただきます。

まず、県政世論調査について、簡単にお話しさせていただきます。

県政世論調査は、県下全域で県民意識の把握とともに、県行政に対する県民の関心、満足度等を調査し、県

政推進の基礎資料となるものであります。

令和六年度の調査も今年の七月に実施され、十一月にその結果が公表されました。

この調査は、昭和四十二年から実施され、この間、昭和四十二年から昭和六十一年までは毎年実施、昭和六十三年から平成十八年は隔年実施され、以後平成二十年からは毎年実施されています。調査地域は岐阜県全域で、その対象は、県内に居住する満十八歳以上の男女三千人となっております。

調査項目としては、「くらしについて」と「県の取組全般について」で大別されて、全十五問の質問で構成されています。

今回で四十七回目の調査となったわけですが、約半世紀にわたって調査された結果は、県民の声を単に点として捉えるのではなく、線として経年変化を踏まえて、その本質と要因を分析し、その結果を今後の県政にフィードバックできる貴重な資料であり、非常に有効な手法であると思います。

ここで、第十六代となる仁徳天皇の話をさせていただきます。

諸説はありますが、その昔、仁徳天皇は、かまどから上る煙の具合から、国民の生活の状況を把握していたと言われています。仁徳天皇は自分で高い山に登り、直接自身の目で民の暮らしを見渡し、かまどから煙が上がっていない家々を見つけることで、民が貧しい生活をしていることを察しました。その結果、住民たちの三年間の税を免税するなどの施策を行ったのです。

この仁徳天皇の話で例えるならば、県政世論調査は岐阜県民の暮らしの状況、そして県政への関心、評価を推しはかる現代の岐阜県内に上がっているかまどの煙を見つかることの調査と言えると思います。県政世論調査によって、岐阜県民の生の声、県民の状況、県内の情勢、また県民の県政への関心事、つまりかまどの煙を

把握し、県民のニーズを的確に県政に活用することができると考えています。

県政世論調査は、全十五問、項目によって調査を行っているわけですが、その中でも、私が注目した調査結果は、調査項目の「くらしについて」の中にある今後も岐阜県に住み続けたいかという質問であります。

ここ十年間のこの回答を見ますと、「はい」という回答が七五%で推移しており、一方「いいえ」は三%から四%にとどまっているのが分かります。これは、先ほどの仁徳天皇の話ではないですが、県がまさに岐阜県に上がっているかまどの煙を把握して、その都度施策を実施してきたからこそ、そして、その施策に対する評価がなされていたからこそ、七割を超える岐阜県に住み続けたいという回答を得られたのだと思います。

ただ、その一方で、県の取組で努力が足りないと思う分野では、若者の県内定着が最も高くなっています。岐阜県に住み続けたいと思う若者が県外へ出ていく、あるいは県外から岐阜に移住していく若者が少ないという現状を肌で感じ、県民の皆様が、今後の岐阜県を担う若者が離れていくことに不安を覚えているのだと思います。ですから、これからの岐阜県を担っていく若者がこの岐阜県に住み続けたいと思ってくれるよう、この調査結果を県の施策に活用してもらえればと思います。

これまで県政世論調査についてお話ししましたが、県政世論調査は、岐阜県民の生の声、県民の状況、県内の情勢などを把握するための手段であり、これにより、県民のニーズに応じた施策を講じることができるとも思っています。県政世論調査の結果を詳細に分析して、その特徴や傾向を的確に把握し、その結果を県政に活用することで県政がよりよいものとなり、県政に対する県民の信頼を得ていくこととなるのではないのでしょうか。

そこで、古田知事にお尋ねいたします。近年の県政世論調査の特徴的な傾向と県政への活用について、古田

知事の所感をお聞かせください。

ここで最初の質問を終わります。

○副議長（伊藤秀光君） 知事 古田 肇君。

〔知事 古田 肇君登壇〕

○知事（古田 肇君） 昨日の今井議員に続いて、最初で最後の御質問ということになるわけですが、県政世論調査については、今お話にもありましたが、県政推進の基礎資料とするために、昭和四十二年から実施しております県独自の調査であります。県民のくらしと県政の取組を二本柱に、県民意識の把握とともに、県行政に対する県民の関心や満足度などを調べておるわけがあります。

近年の調査結果の特徴的な傾向としましては、「くらし向き」に対する県民意識の変化が上げられます。この点については、平成二十二年から令和三年までは一貫して「変わらない」が五〇％台で最多でありましたが、令和四年には「苦しくなった」が前年比で十五・二ポイント上昇し、今回まで三年連続で最多となっております。

「くらし向き」が苦しくなったと感じる理由をみますと、約九割の方が、食品や日用品、光熱費などの物価上昇による支出が増えたと回答されております。これは、コロナ禍に加えて、ロシアのウクライナ侵攻など国際情勢の不安定化により、多くの県民の皆様は燃料や食料などの物価高騰の影響が及んでいることによるものと考えられます。

これまで県では、物価高騰下における生活者、事業者への様々な支援に注力してまいりました。今回も、国の新たな総合経済対策も踏まえて、電力・ガス価格高騰の負担軽減など、支援策を講ずるよう本定例会に補正

予算を追加上程したところでございます。

次に、県政の取組に關しましては、よくやっていると申す分野として、防災対策が十年連続で最多となっており、県政の取組に關しましては、よくやっていると申す分野として、防災対策が十年連続で最多となっており、近年の地球規模での気候変動の影響により、激甚化、頻発化する自然災害に対して、県を挙げて取り組んでいることが一定の評価をいただいているものと思っております。

また、令和三年以降、地域医療の確保が上位に上がってきております。これは、令和二年から続いた新型コロナウイルス感染症へのオール岐阜による取組が、県民の皆様にご理解をいただいているものと推察しております。

一方で、努力が足りない分野としては、八年連続で若者の県内定着が最も多くなっております。特に五十歳以上の方、また飛驒圏域の方々からの回答が多かったです。

本県では、多くの若者が学業上や職業上の理由により、県外に転出しております。そのため、これまでも県内へのＵターン就職を促す奨学金の拡充、産学金官連携による県内企業の魅力発信、移住・定住施策の拡充などに力を入れてまいりました。今年度からは、新たに県内企業に就職する若者への奨学金返還支援制度を創設し、取組をさらに強化したところでございます。

この問題は、人口減少、少子高齢化が進む中であって、まさに待ったなしの課題であるというふうに受け止めております。

このように、県のこの世論調査は、継続して実施することで時々の県民意識と、その移り変わりのトレンドを把握するものであります。今後も時代の変化に合わせ、調査項目など必要な見直しを行うなど、的確な実態の把握に努めるとともに、その結果を県政運営に活用していくべきものと考えております。

○副議長（伊藤秀光君） 六番 牧田秀憲君。

〔六番 牧田秀憲君登壇〕

○六番（牧田秀憲君） 古田知事、答弁ありがとうございます。

知事という漢字は、知る事と書いて知事と呼ばれます。まさしく県民のことをよく知り尽くして、二十年間の職務を終わろうとしておりますが、本当にお疲れさまでした、ありがとうございます。感謝申し上げます。続きまして、県内に住む外国人への支援について、清流の国推進部長にお尋ねいたします。

私の地元である美濃加茂市、またお隣の可児市を中心とした中濃地域は、多くの外国人の方々が生活していません。

そんな地域で育った私だからこそ、外国人支援というものは、非常に重要な施策であると肌で感じているところでございます。

なぜ外国人支援が大切かといいますと、外国人の方々が地域社会に溶け込み、住みやすい環境を整えることで多様な文化が共生し、新しい視点、アイデアが生まれ、豊かなコミュニティが生まれます。また、現在の日本では、外国人の労働力は地域経済の発展に欠かせないものとなっております。彼らの能力を最大限に発揮してもらうためには、適切な支援が大切だと考えます。

ここで、新聞に掲載されていた幾つかの記事を紹介させていただきます。

まず、十一月十日付の岐阜新聞に、「外国人支援どう対応」というキャプションで掲載されていました。

記事の内容は、私の地元の美濃加茂市で、県内に住む外国人の意見を多文化共生施策に反映させる県主催の外国人県民会議が開かれ、外国人が多く住む美濃加茂市や可児市をはじめとする中濃地域で活動する外国人コ

コミュニティーの関係者らが、生活面で困り事について意見交換をしたということでありました。

この会議は、二〇〇七年度から毎年県内各地で実施しており、今年六月末時点で、県内には七万一千六百七十人の外国人の県民が生活しており、国籍別では、フィリピン、ベトナム、ブラジル、中国の順で住民数が増えていくことが紹介されました。

こうした状況を踏まえての生活で困り事の意見交換を行ったようですが、列席した地元の関係者からは、定住する人が増えるにつれて破産や虐待などの問題も起き、単なる通訳から裁判の弁護士との通訳など、支援内容が変わってきているとの報告があったようです。

また、外国人の子供の教育面では、こうした子供たちの学習を支援するNPO関係者からは、親が日本の教育環境に関心がなく、子供は進学するか帰国するか不安定な状況になるとの課題の指摘もありました。別のNPO法人からも、親は仕事に忙しくて日本語教室にも行けず、子供も適切な支援が受けられなくなると、親への教育の必要性も説かれていたようです。

この会議は県の主催でしたが、中濃は外国人定住の先進地で、同様の課題は今後全県に広がる、対応を検討していくとの主催者コメントも掲載されました。

この記事から分かることは、外国人支援の在り方に変化が見られるということです。これまでの雇用環境の問題が主流であったが、日常生活における様々な問題を主にして、支援をしていかなければならないということを感じました。

また、日本語教育に関しましても、外国人の子供に対して直接的に日本語の教育を施すだけでなく、その教育を適切に受けられるよう、親に対しても教育が必要であるということです。

こうした状況を踏まえて、私は、これまでの労働力供給者としての外国人県民というよりも、地域社会を構成する生活者としての外国人県民に対する日本語習得による日頃の地域や職場における円滑なコミュニケーションが下地となる多文化共生社会の実現が必要だと感じました。

また、十二月二日付の中日新聞には、「使おうやさしい日本語」というキャプションで、外国人を雇う会社の従業員を対象としたやさしい日本語講座を高山市が初企画した記事がありました。これは、外国人が働きやすい環境をつくる目的で開催されたとのことでした。

また、同じ紙面には、インバウンドでにぎわう高山市が、観光地としてだけでなく働く場としても選ばれたまちという趣旨で、「世界のIT遊牧民」働く街に」というキャプションの記事を掲載されました。これは、定住する外国人のみならず、世界を渡り歩きながら、ITを活用してリモート勤務するデジタルノマドの増加を受け、同市で設立されたNPO法人が、日本の伝統文化や自然を満喫できる同市に滞在して働きたいと望む外国人を支援する様子を取り上げてきた記事でありました。

この記事から分かることは、既に定住している外国人の生活環境の整備や、デジタルノマドのような外国人が岐阜県を訪れ、訪れた地に定住したいと思えるような環境づくりが必要だということです。記事に掲載された高山市の取組は、高度な人材を定着させることを視野に入れた、まさに中長期的な視野に立った戦略的な定住施策の一環でもあると理解いたしました。

ただいま紹介させていただいた新聞記事にもあるように、県内の各自治体では、様々な外国人支援の取組を行っていることが分かります。

最初に申したように、県内の外国人支援は、非常に重要な施策であると感じます。外国人と共に生活してい

くことで地域のコミュニティーが豊かになり、地域が活性化していきましますし、このような外国人が住みやすい環境が整えば外国人の定住につながり、そうすれば外国人労働者も増加して、地域経済も発展することとなります。

そうした中で、様々な外国人支援の施策を講じる必要があると思いますが、その中で、特に私が重要だと思われるのは二点あります。

一つは日本語教育の充実です。

日本国内で、そして岐阜県内で外国人が安心して暮らせるようになるために、一番大切なのは日本語の理解です。日本語ができなければ日常生活もままなりません。そのため、県内各地で生活する外国人に対して適切な日本語教育を受けられるよう、各種施策を講じなければならぬと思います。

先ほど新聞記事にもあったように、外国人が働きやすい環境をつくるために、日本人が外国人に対してやさしい日本語を使えるようにする取組は、外国人への日本語教育の一端を担っていると感じました。

また、日本語教育支援の一環では、私は、保育園、幼稚園に通う外国人児童への日本語教育支援も重要だと思います。幼児期から適切な日本語教育を受けることで、早くから日本の生活に適應できるようになると思うからです。

現在、県では、外国人の子供の保護者と保育園とのやり取りに係る通訳の財政的な支援については、国の補助スキームに則しているようですが、県内の外国人の定住化を促進するため、そして保育園、幼稚園の外国人児童に対する日本語指導体制を充実させるため、日本語指導者生活様式の習得に寄与する業務・人員等の財政的支援について、県独自の補助制度のさらなる支援策の拡充を期待したいところです。

私の地元美濃加茂市や、お隣の可児市では、小学校入学前の子供たちに対する日本語教室を支援するおひさま教室やひよこ教室といった教室が開かれ、その教育に大きな役割を担っています。県に対しても、このような取組支援をもっともっと展開していただければと思います。

二つ目は、外国人から直接的に要望を聞き取り、それを県政に反映させることが必要だと思います。

やはり支援策を講じるには、まず県内に生活している外国人が、県に対して何を望んでいるかを的確に把握することが重要です。もちろん様々な調査を経て、客観的に重要だと判断できる施策を実施していくことも大切だと思いますが、その施策が実際に、県に生活している外国人のニーズに伴っていなければ意味がありません。

先ほど質問させていただきましたいただきました県政世論調査ではないですが、直接外国人からの県への要望、県政への関心事などを把握できるような機会、方法をつくる必要があるのではないかと思います。新聞記事にもありましたが県主催の外国人県民会議は、まさにこのことを実施している非常によい取組だと思います。ぜひこのような取組をどんどん展開して、外国人のニーズを把握していただきたいと思います。そして、その実際のニーズに対応した外国人支援施策を講じていただきたいと思います。

何度も申し上げますが、外国人が県内で安心して暮らせる環境を整備し、それにより安定した生活を送れることが地域のコミュニティー、多文化共生への発展へとつながり、ひいては地域経済、県の経済発展へとつながっていきます。

ぜひとも県には、これまで以上に外国人への支援に取り組んでいただき、外国人が住みやすい岐阜県をつくっていただきたいと思います。

そこで、清流の国推進部長に二点お尋ねいたします。

一点目としては、日本語の習得に関する支援策の効果と課題についてお聞かせください。

二点目としては、外国人県民から要望等を直接的に把握し、県政に反映させる仕組みについてお聞かせください。

以上で私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(伊藤秀光君) 清流の国推進部長 市橋貴仁君。

〔清流の国推進部長 市橋貴仁君登壇〕

○清流の国推進部長(市橋貴仁君) 県内居住の外国人への支援について、二点御質問をいただきました。

まず、日本語の習得に関する支援策の効果と課題についてお答えをいたします。

県では、外国人県民の日本語の習得を支援するため、日本語教室の開設・運営支援、日本語教育人材の育成、「やさしい日本語」の普及促進に取り組んでまいりました。また、今年六月には、岐阜県日本語学習支援センターを開設して支援を推進しております。

これまでの取組によりまして、二十五市町に五十の大人向けの地域日本語教室、八市に十三の子供向け日本語教室が開設されております。また、地域の日本語教育を担う人材九十五名を育成するとともに、昨年度は約六百名に對しまして、「やさしい日本語」研修を実施しております。こうした取組の結果、外国人県民の方からは、一人で買物ができるようになった、職場の人と日本語で話せるようになったなどの御意見をいただいているところがございます。

今後は、日本語教室の空白地域の解消に向けた教室の新規開設や、さらなる人材育成を推進してまいります。また、日本語習得の支援の情報が必要な方に届くように、市町村や外国人県民を雇用する企業の協力を得て、積極的な広報を推進してまいります。

次に、外国人県民からの要望等を県政に反映させる仕組みについて、お答えをいたします。

県では、岐阜県在住外国人相談センターを開設し、医療や税金、社会保険に関することなど、年間約千件の御相談や御要望に十五言語で対応するとともに、外国人県民会議や若者ガヤガヤ会議等も定期的に開催して、外国人県民の要望等の把握を行っております。

さらに、五年に一回、外国人県民の生活の現状やニーズを把握するため、外国人県民実態調査を実施しております。調査年である今年度は、千二百件を超える御回答をいただいております。

これまで、こうした機会にいただきました外国人県民からの御要望等を基に、高校生向けの職業体験等のキヤリア教育や外国人防災リーダーの育成、弁護士やカウンセラーなどによるより専門的な相談会の開催など、外国人県民の皆さんがより安心して暮らせる施策の拡充を図ってまいりました。今後も引き続き、外国人県民の要望やニーズを的確に把握して、県の施策に反映してまいります。

+++++

○副議長（伊藤秀光君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前十時までに御参集願います。

明日の日程は追って配付いたします。
本日はこれをもって散会いたします。
午後二時四十三分散会



第三号 十二月十二日

一一三三二